

豊川市一般廃棄物処理基本計画
(2020～2029)

令和2年3月

豊 川 市

～ 目 次 ～

第 1 編 共通

第 1 章 総 論	1
第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 計画の位置付け	2
第 3 節 計画の期間	3
第 4 節 計画対象区域	3
第 5 節 計画の範囲	3
第 6 節 上位計画における「ごみ」及び「生活排水」の関連事項	4

第 2 編 ごみ処理基本計画

第 1 章 ごみ処理の現況	7
第 1 節 ごみの分別区分及びごみ処理フロー	7
第 2 節 ごみ排出量の実績及びごみの性状	10
第 3 節 減量化・資源化方策の実施状況	14
第 4 節 収集運搬	16
第 5 節 中間処理	17
第 6 節 最終処分	20
第 7 節 ごみ処理経費	21
第 2 章 ごみ処理の評価	22
第 1 節 分別区分の評価	22
第 2 節 廃棄物処理システムによる比較評価	22
第 3 節 前計画の目標達成状況	25
第 3 章 ごみ処理行政の動向	28
第 1 節 国・県におけるごみ処理行政の動向	28
第 2 節 目標値のまとめ	31
第 4 章 課題の抽出	32
第 5 章 ごみの排出量の見込み	34
第 1 節 ごみ排出量の推計方法	34
第 2 節 人口の将来予測	35
第 3 節 現状推移でのごみ排出量の推計	36
第 6 章 目標値の設定	37
第 1 節 目標値の設定	37
第 2 節 目標達成時のごみ排出量の推計	42
第 7 章 具体的な取り組み	43
第 1 節 取り組みの体系	43

第 8 章 ごみ処理の基本計画	54
第 1 節 分別計画	54
第 2 節 収集・運搬計画	55
第 3 節 中間処理計画	57
第 4 節 最終処分計画	62
第 5 節 ごみの処理施設の整備に関する事項	63
第 6 節 その他ごみの処理に関し必要な事項	64
第 7 節 実施スケジュール	66

第 3 編 生活排水処理基本計画

第 1 章 基本方針	71
第 2 章 生活排水処理の現況	72
第 1 節 生活排水処理の体系	72
第 2 節 生活排水の排出状況	73
第 3 章 生活排水処理基本計画	74
第 1 節 計画の目標	74
第 2 節 生活排水処理施設の計画	75
第 4 章 生活排水処理区域及び人口等	78
第 5 章 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	79
第 1 節 収集・運搬計画	79
第 2 節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	79
第 3 節 その他の計画	81

第 1 編 共通

第 1 章 総 論

第 1 節 計画策定の目的

ごみの排出量の増大や質の多様化が進み、循環型社会への転換が求められています。そのため、国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の改正、各種リサイクル法の制定など、循環型社会形成を目指して法整備が進められてきました。

また、平成 30 年度に閣議決定した「第 5 次環境基本計画」では、持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方の中で、「持続可能な開発目標（SDGs）」^{*1}の採択やパリ協定^{*2}の発効といった国際社会の動向を踏まえて今こそ、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換（パラダイムシフト）していく時に来ていると考えられるとあります。

本市では、平成 23（2011）年 3 月に、平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度までの 10 年間の計画（以下「前計画」という。）を策定（平成 27 年度中間見直し）し、ごみの排出抑制や資源化の推進など資源循環の取り組みを推進してきましたが、国等の動向も踏まえ、新たにごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な方向性を定める一般廃棄物処理基本計画を策定します。

*1) SDGs は、国連で採択され、日本も国として積極的な参加を位置づけている世界的な目標となっています。特に、SDGs を受けて日本が具体的に取り組む項目の中に、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ごみ対策の推進等が含まれています。



*2) パリ協定は、令和 2（2020）年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた協定。

第 2 節 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないとされています。

本計画は、上位計画となる次期「豊川市環境基本計画」が策定されることに合わせ、前計画期間の終了を 1 年前倒しして策定することで一般廃棄物の処理に関する課題解決と目標実現を目指すものです。

なお、策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月 15 日付環廃対第 1609152 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）及び「生活排水処理基本計画策定指針」（平成 2 年 10 月 8 日付衛環第 200 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に基づくものとします。

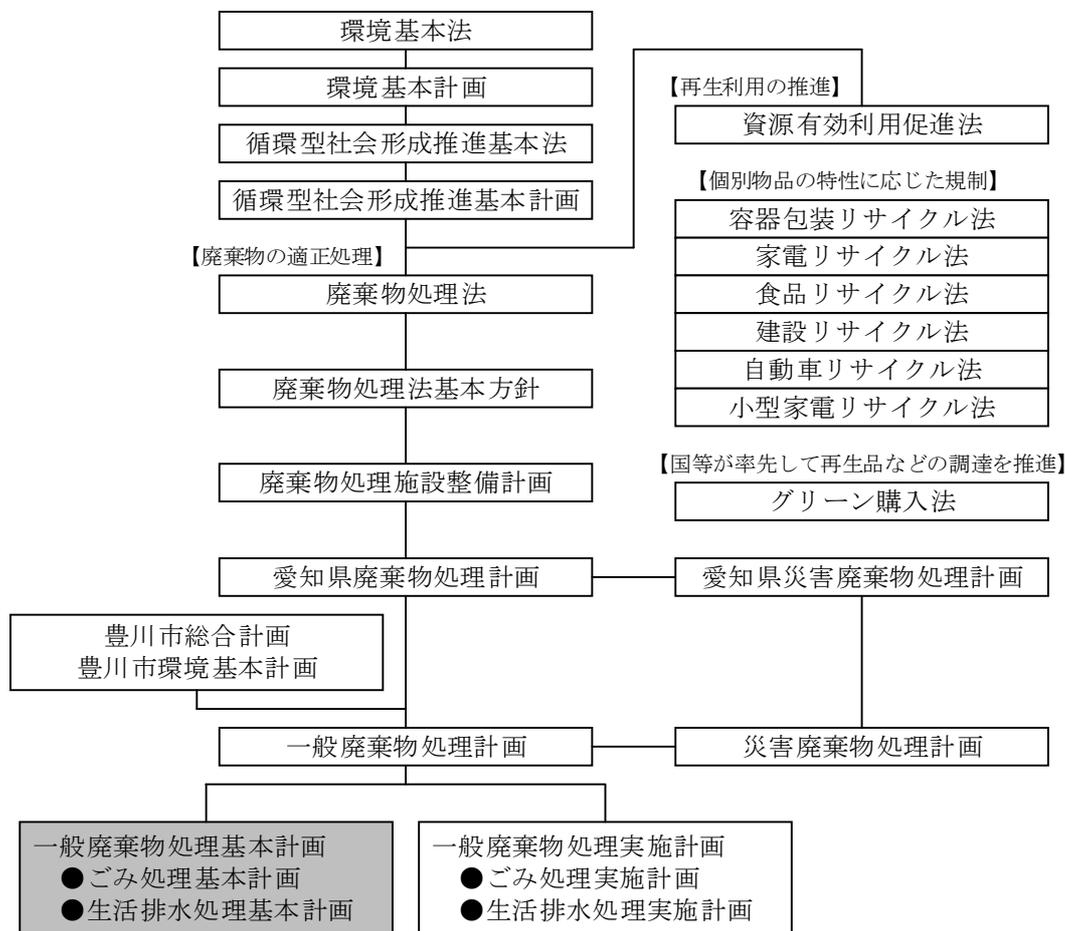


図 1-1 本計画と他の計画との関係

第 3 節 計画の期間

計画の期間は、令和 2 年度を初年度とし、令和 11 年度を目標年度とする 10 年計画とします。

なお、毎年計画の進捗状況を調査・評価するとともに、概ね 5 年ごと、もしくは計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合、見直しを行うものとします。

第 4 節 計画対象区域

計画の対象とする区域は、豊川市全域とします。

第 5 節 計画の範囲

計画の範囲は、本市で発生する「ごみ」及び「生活排水」とします。

第 6 節 上位計画における「ごみ」及び「生活排水」の関連事項

市の上位計画を以下に整理します。

①第 6 次豊川市総合計画

計画期間	平成 28 年度 ～ 令和 7 年度		
総人口	令和 2 年：179,452 人、令和 7 年：177,122 人、令和 12 年：174,348 人		
ごみ	[施策] ごみの適正処理の推進 [主な手段と事業例] ①適正なごみ処理方法の普及啓発 ・市民参加型清掃活動の推進 ・ごみ減量のための情報提供 ・ごみ分別マニュアルの作成 ②ごみ処理施設の効率的運用 ・可燃ごみの減量 ・焼却施設の長寿命化 ・老朽化した資源化施設の更新 ③資源循環型社会形成の推進 ・資源化品目の拡充 ・刈草剪定枝資源化施設の整備 ・有価物回収団体への支援 ④ごみ処理経費の節減 ・焼却施設の広域化 ・民間処理事業者の活用 ・排出者の適正負担 ⑤ごみ出しの利便性の向上 ・ごみの収集方法、手続きの柔軟		
		実績値 平成 26 年度値	目標値 令和 6 年度値
	市民 1 人 1 日当たり ごみ排出量	1,042 g	978 g
	資源化量	178 g	330 g
	市民 1 人当たりの 年間ごみ処理費用	10,522 円	9,400 円
生活排水	[施策] 生活排水対策の推進 [主な手段と事業例] ①生活排水の適正処理の普及 ・市内の主要河川の水質調査 ・合併浄化槽設置への支援 ・生活排水対策の啓発 ②公共下水道施設の整備と維持管理 ・公共下水道施設の整備 ・公共下水道施設の長寿命化 ・下水道事業への公営企業会計制度の導入		
		実績値 H26.3.31 値	目標値 R6.3.31 値
	公共下水道の 普及率	74.8%	84.6%

②豊川市環境基本計画

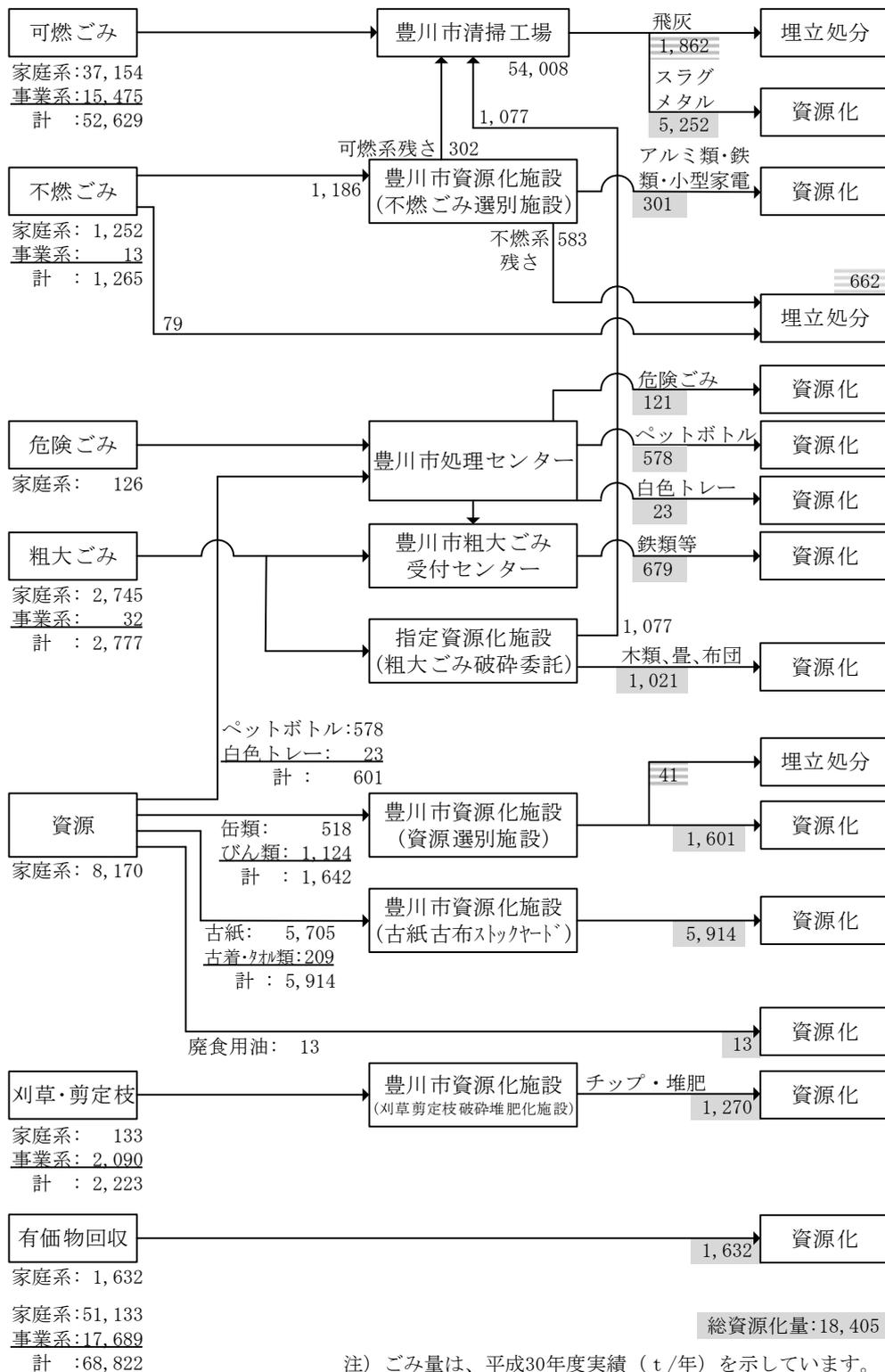
目標年度	令和元年度									
ごみ	<p>[目標] 資源にやさしいまちをつくる [環境目標] ごみを減らして、リサイクルしよう [目標とする指標]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">環境指標</th> <th style="width: 30%;">実績値 平成 25 年度値</th> <th style="width: 30%;">目標値 令和元年度値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民 1 人 1 日当たり ごみ排出量（家庭系、 事業系一般廃棄物）</td> <td>1,056 g</td> <td>980 g</td> </tr> <tr> <td>資源回収量</td> <td>185 g</td> <td>330 g</td> </tr> </tbody> </table> <p>[取組①] リフューズ・リデュース（断る・減らす）の推進 ごみの発生を抑制するために、市は、公共施設におけるごみ減量に取り組むとともに、市民や事業者に対し、ごみ減量の必要性や方法について啓発を行います。市民・事業者は、市が主催する勉強会などに参加して情報を収集し、ごみ減量のための適切な取組を実践します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>市の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ごみ減量の推進 ●ごみ減量の啓発・支援 </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <p>←→</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>市民・事業者の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ごみ減量の取組 </div> </div> <p>[取組②] リユース（再使用）の推進 再使用を推進するために、市は、市民や事業者に再使用の意識を向上させるよう情報提供を行うとともに、フリーマーケットや不用品展示販売所について推進・支援を行います。市民・事業者は、再使用について積極的に取り組みます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>市の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再使用の推進 ●再使用の啓発・支援 </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <p>←→</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>市民・事業者の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再使用の取組 </div> </div> <p>[取組③] リサイクル（再生利用）の推進 資源の循環利用を推進するために、市は、資源回収、資源化、再生利用を進めます。また、市民や事業者について再生利用の意識を向上させるよう情報提供を行います。市民・事業者は、再生利用について積極的に取り組みます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>市の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生利用の推進 ●再生利用の啓発・支援 </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <p>←→</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>市民・事業者の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生利用の取組 </div> </div>	環境指標	実績値 平成 25 年度値	目標値 令和元年度値	市民 1 人 1 日当たり ごみ排出量（家庭系、 事業系一般廃棄物）	1,056 g	980 g	資源回収量	185 g	330 g
環境指標	実績値 平成 25 年度値	目標値 令和元年度値								
市民 1 人 1 日当たり ごみ排出量（家庭系、 事業系一般廃棄物）	1,056 g	980 g								
資源回収量	185 g	330 g								

<p>ごみ</p>	<p>[環境目標] ごみをきちんと処理しよう</p> <p>[目標とする指標]</p> <table border="1" data-bbox="395 324 1099 465"> <thead> <tr> <th>環境指標</th> <th>実績値 平成 25 年度値</th> <th>目標値 令和元年度値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民 1 人当たり 年間ごみ処理費用</td> <td>10, 150 円</td> <td>9, 400 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[取組④] 廃棄物処理施設の整備推進 廃棄物の適正処理、資源化、最終処分量の減量化を推進するために、市は、廃棄物処理施設の整備を行います。</p> <p>[取組⑤] 廃棄物の適正な処理の推進 廃棄物の適正処理を推進するために、市は、市民や事業者に対して啓発を行うとともに、適切な廃棄物処理を行える体制づくり、取組を実施します。市民・事業者は、廃棄物の適正処理を行い、市が行う取組に積極的に協力します。</p> <p>市の施策</p> <table border="1" data-bbox="395 846 817 1048"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●ごみの適正処理の推進 ●不法投棄の防止対策 </td> <td style="text-align: center;">↔</td> <td> <p>市民・事業者の行動</p> <table border="1" data-bbox="911 846 1329 938"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●ごみの適正処理の取組 ●不法投棄の防止 </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●その他のごみ処理に関する施策 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	環境指標	実績値 平成 25 年度値	目標値 令和元年度値	市民 1 人当たり 年間ごみ処理費用	10, 150 円	9, 400 円	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの適正処理の推進 ●不法投棄の防止対策 	↔	<p>市民・事業者の行動</p> <table border="1" data-bbox="911 846 1329 938"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●ごみの適正処理の取組 ●不法投棄の防止 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの適正処理の取組 ●不法投棄の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ●その他のごみ処理に関する施策 		
環境指標	実績値 平成 25 年度値	目標値 令和元年度値												
市民 1 人当たり 年間ごみ処理費用	10, 150 円	9, 400 円												
<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの適正処理の推進 ●不法投棄の防止対策 	↔	<p>市民・事業者の行動</p> <table border="1" data-bbox="911 846 1329 938"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●ごみの適正処理の取組 ●不法投棄の防止 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの適正処理の取組 ●不法投棄の防止 											
<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの適正処理の取組 ●不法投棄の防止 														
<ul style="list-style-type: none"> ●その他のごみ処理に関する施策 														
<p>生活排水</p>	<p>[目標] 人にやさしいまちをつくる</p> <p>[環境目標] 空・水・土を守り、健康な暮らしを保とう</p> <p>[目標とする指標]</p> <table border="1" data-bbox="395 1234 1099 1361"> <thead> <tr> <th>環境指標</th> <th>実績値 平成 25 年度値</th> <th>目標値 令和元年度値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活排水処理率</td> <td>88. 3%</td> <td>97. 0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>[取組④] 水質汚濁の防止 日常生活における排水による水質汚濁を防止するために、市は、生活排水対策の市民への啓発や支援を推進します。さらに、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及によって、河川に 汚れた排水が流出しないように方策を講じます。市民は、自主的に日常生活における排水対策に取り組めます。</p> <p>市の施策</p> <table border="1" data-bbox="395 1641 817 1883"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道の整備 ●生活排水対策の啓発・支援 ●合併処理浄化槽の普及・促進 ●その他水質浄化施策の推進 </td> <td style="text-align: center;">←</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;"> <p>市民・事業者の行動</p> <table border="1" data-bbox="874 1641 1329 1821"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●生活排水対策の取組 </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●水質の調査・監視 </td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> </table>	環境指標	実績値 平成 25 年度値	目標値 令和元年度値	生活排水処理率	88. 3%	97. 0%	<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道の整備 ●生活排水対策の啓発・支援 ●合併処理浄化槽の普及・促進 ●その他水質浄化施策の推進 	←	<p>市民・事業者の行動</p> <table border="1" data-bbox="874 1641 1329 1821"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●生活排水対策の取組 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ●生活排水対策の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ●水質の調査・監視 	→	
環境指標	実績値 平成 25 年度値	目標値 令和元年度値												
生活排水処理率	88. 3%	97. 0%												
<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道の整備 ●生活排水対策の啓発・支援 ●合併処理浄化槽の普及・促進 ●その他水質浄化施策の推進 	←	<p>市民・事業者の行動</p> <table border="1" data-bbox="874 1641 1329 1821"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●生活排水対策の取組 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ●生活排水対策の取組 											
<ul style="list-style-type: none"> ●生活排水対策の取組 														
<ul style="list-style-type: none"> ●水質の調査・監視 	→													

第 2 編 ごみ処理基本計画

1-2 ごみ処理フロー

ごみ処理フローは、図 1-2 に示すとおりです。ごみの主な処理・処分方法は、表 1-1 に示すとおりです。



注) ごみ量は、平成30年度実績 (t/年) を示しています。

図 1-2 ごみ処理フロー [令和元年度]

表 1-1 ごみの処理・資源化方法

	処理・資源化方法
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊川市清掃工場」で焼却、溶融処理 ・処理により発生するスラグ、メタルは資源化業者に引き渡し又は公共工事利用 ・焼却灰は、「豊川市一宮焼却灰最終処分場」で埋立処分
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊川市資源化施設(不燃ごみ選別施設)」において可燃系残さ、資源物(アルミ類・鉄類・小型家電)、不燃系残さに分類 ・可燃系残さは、「豊川市清掃工場」で焼却、溶融処理 ・資源物(アルミ類・鉄類・小型家電)は、委託業者に引き渡し、資源化 ・不燃系残さは、「豊川市一般廃棄物最終処分場」で埋立処分
危険ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊川市処理センター」に集められ品目ごとに分類 ・スプレー缶、ライターは、委託業者に引き渡し、資源化 ・乾電池は、委託業者に引き渡し、資源化 ・蛍光管は、処理センター内で破碎し、水銀を回収した後、水銀体温計と共に委託業者に引き渡し、資源化
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊川市粗大ごみ受付センター」で、木類、鉄類、小型家電類、毛布類・羽毛布団、布団類に分類 ・鉄類は、委託業者に引き渡し、資源化 ・毛布類、羽毛布団は、資源化業者に引き渡し ・木類、布団類は委託先で破碎後、一部資源化し、残さは「豊川市清掃工場」で焼却、溶融処理
資源	<ul style="list-style-type: none"> ・紙類、古着・タオル類は、「豊川市資源化施設(古紙古布ストックヤード)」で異物除去後、資源化業者に引き渡し ・びん類、金属・缶類は、「豊川市資源化施設(資源選別施設)」でびん類は色別、金属・缶類は素材別に分類・プレス処理し、資源化業者に引き渡し ・ペットボトル、白色トレイは、「豊川市処理センター」で選別した後、ペットボトルは圧縮減容して指定法人へ引き渡し、白色トレイは減容固化して資源化業者に引き渡し
刈草・剪定枝	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊川市資源化施設(刈草剪定枝破碎堆肥化施設)」で刈草は破碎して堆肥化、剪定枝は破碎してチップ化・堆肥化して市民及び事業者へ配布(チップについては販売)

第 2 節 ごみ排出量の実績及びごみの性状

2-1 ごみ排出量の実績

過去 5 年間（平成 26 年度～平成 30 年度）のごみ排出量は、表 1-2 に示すとおりです。家庭系ごみは、平成 28 年度以降、減少傾向を示しています。事業系ごみは、平成 28 年度以降、増加傾向を示しています。

1 人 1 日平均排出量については、減少傾向を示しています。

表 1-2 ごみ排出量の実績

(単位：t/年)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
人 口 (人)		185,086	185,195	185,690	186,021	186,318	
家庭系ごみ	可燃ごみ	37,247	37,631	37,091	36,956	37,154	
	(収集分)	(37,068)	(37,379)	(36,821)	(36,681)	(36,958)	
	(持込分)	(179)	(252)	(270)	(275)	(196)	
	不燃ごみ	1,176	1,172	1,109	1,135	1,252	
	(収集分)	(964)	(1,099)	(989)	(1,021)	(1,145)	
	(持込分)	(212)	(73)	(120)	(114)	(107)	
	危険ごみ	スプレー缶	46	49	49	53	56
		ガスライター	6	5	4	5	5
		乾電池	36	39	51	29	51
		蛍光管・体温計	19	18	18	13	14
		小計	107	111	122	100	126
	資源	金属・缶類	567	556	495	513	518
		びん類	1,304	1,258	1,209	1,179	1,124
		紙類	7,307	6,966	6,418	6,047	5,705
		古着	295	294	260	226	209
		ペットボトル	539	513	455	489	578
		白色トレイ	28	27	25	24	23
		廃食用油	10	11	13	12	13
		小計	10,050	9,625	8,875	8,490	8,170
	粗大ごみ	粗大ごみ	2,443	2,619	2,494	2,535	2,745
(収集分)		(14)	(16)	(17)	(16)	(18)	
(持込分)		(2,429)	(2,603)	(2,477)	(2,519)	(2,727)	
刈草・剪定枝	刈草・剪定枝	—	—	4	56	133	
	(持込分)	—	—	(4)	(56)	(133)	
合 計		51,023	51,158	49,695	49,272	49,580	
(g/人・日)		755	755	733	726	729	
事業系ごみ	可燃ごみ	16,082	16,885	17,378	17,193	15,475	
	不燃ごみ	38	39	30	21	13	
	粗大ごみ	35	44	50	41	32	
	刈草・剪定枝	—	—	10	731	2,090	
	合 計	16,155	16,968	17,468	17,986	17,610	
有価物回収量		1,969	1,871	1,825	1,708	1,632	
総 計		69,147	69,997	68,988	68,966	68,822	
(g/人・日)		1,024	1,033	1,018	1,016	1,012	

注) 人口は、各年 9 月末の住民登録人口（日本人+外国人）で示しています。

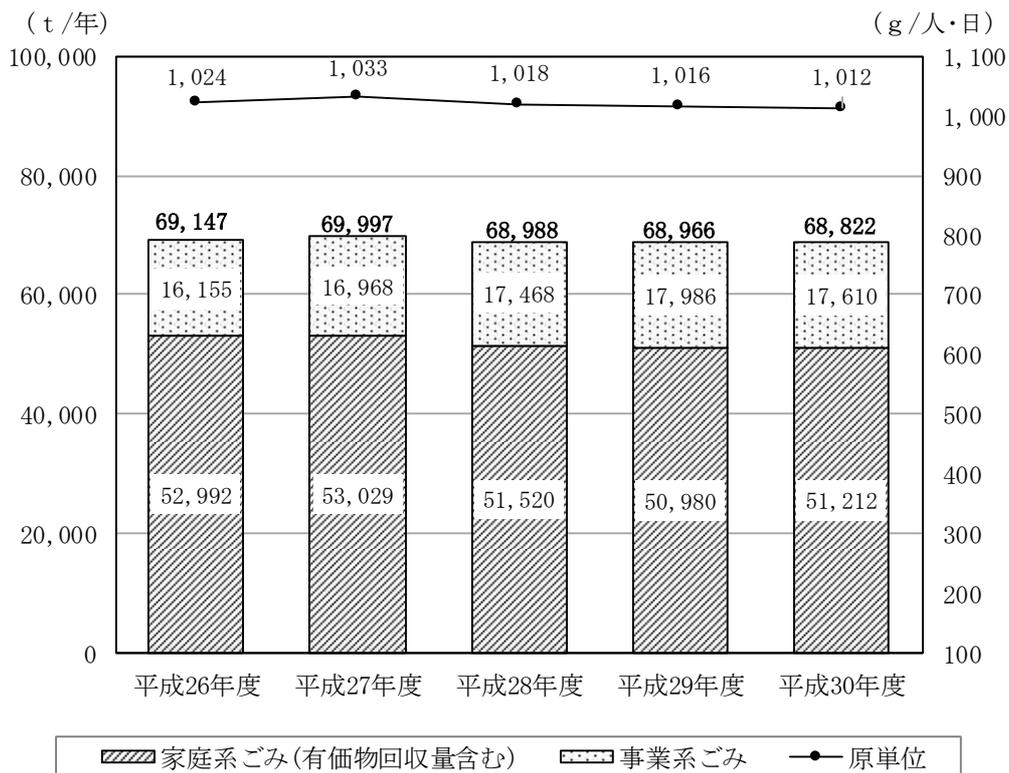


図 1-3 ごみ排出量及び1人1日平均排出量の推移

2-2 ごみの性状

ごみの組成分析は、ステーションから直接採取した可燃ごみと不燃ごみを対象に、年 1 回組成分析調査を行っています。

可燃ごみの調査結果は、表 1-3 に示すとおりであり、厨芥類が最も多く、次いで、その他雑がみ、プラスチック製容器包装の順になっています。

表 1-3 可燃ごみの組成分析（5 か年平均）

(単位：%)

品 目	比率
厨芥類	40.97
段ボール	0.69
新聞紙、雑誌・広告	6.54
紙パック	0.60
その他紙製容器包装	4.24
その他雑がみ	17.66
布類	3.00
草・剪定枝	2.42
その他木・竹・ワラ類	0.53
ペットボトル	0.30
白色トレー	0.15
プラスチック製容器包装	11.31
その他プラスチック類	7.60
ゴム・皮革類	0.33
その他可燃ごみ	0.95
不燃物類	0.47
その他細雑類	2.24
計	100.00

注) は資源化可能物を示します。

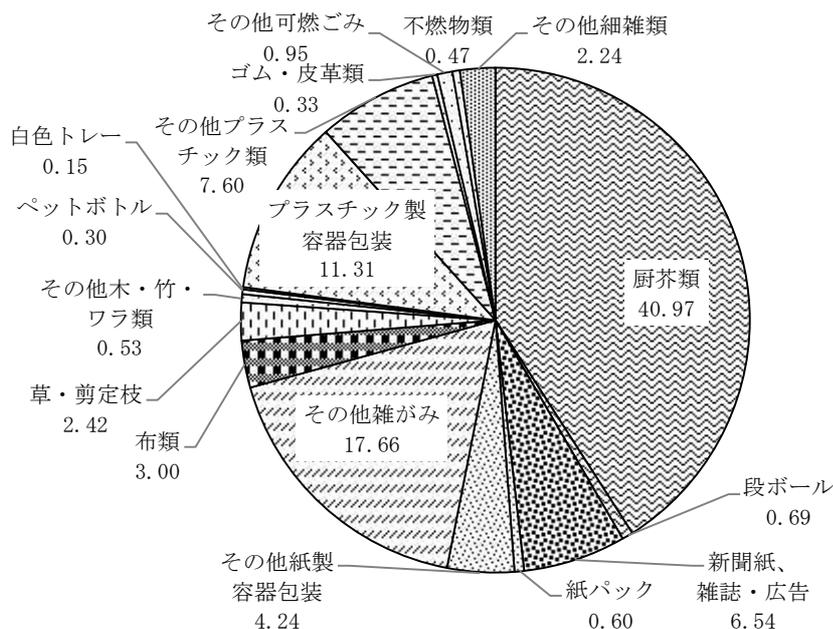


図 1-4 可燃ごみの組成分析（5 か年平均）

不燃ごみの調査結果は、表 1-4 に示すとおりであり、その他のびん・ガラス・陶磁器類が最も多く、家電品、金属・缶類の順になっています。

表 1-4 不燃ごみの組成分析（5 か年平均）

(単位：%)

品 目	比率
プラスチック製容器包装	1.86
その他プラスチック	10.91
ゴム・皮革類	0.72
その他可燃ごみ	2.90
金属・缶類	13.79
びん類（飲料・食品用）	4.99
その他のびん、ガラス、陶磁器類	36.96
家電品	17.31
スプレー缶	0.57
ライター・蛍光管・水銀体温計	0.17
乾電池	1.05
複合品類	7.14
その他細雑類	1.63
計	100.00

注)  は資源化可能物を示します。

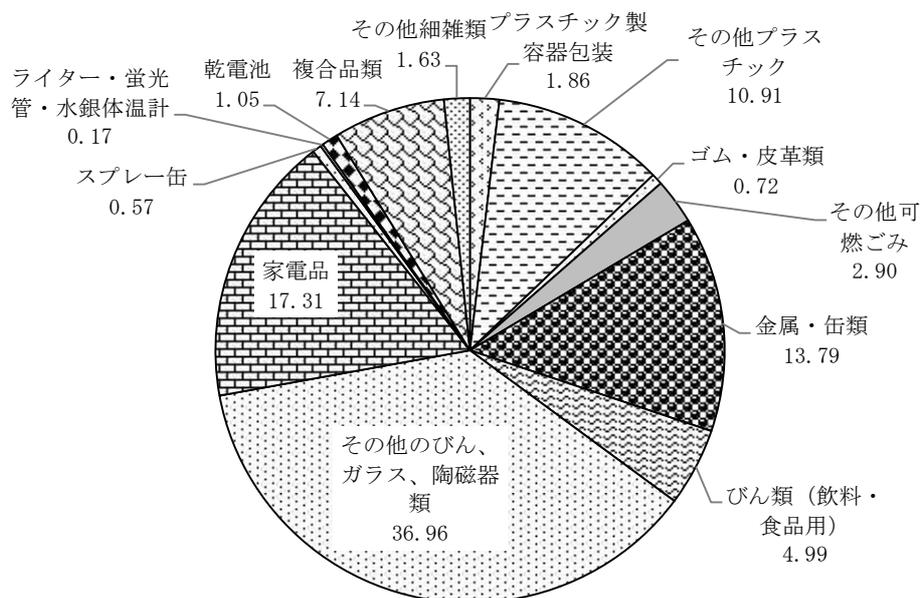


図 1-5 不燃ごみの組成分析（5 か年平均）

第 3 節 減量化・資源化方策の実施状況

本市が現在行っている減量化・資源化方策の実施状況は表 1-5(1)及び表 1-5(2)に示すとおりです。

表 1-5(1) 減量化・資源化方策実施状況

減量化・資源化方策	内 容
4 R 推進の啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会などを対象に、ごみ・資源の適正な分別・排出方法についての説明会を開催しています。また、水切りの方や水切りグッズの紹介など生ごみひとしぼりを啓発しています。 ・年 1 回「ごみ分別強化月間」を定め、町内会の協力によりごみステーション立ち番を行い、ごみ分別の向上を図っています。 ・「家庭ごみ減量分別の手引き」（分別辞典）を作成し、転入者に配布しています。 ・ごみ分別促進アプリを導入し、ごみの分別方法や収集日などの情報を配信しています。 ・外国人向けに外国語版ごみカレンダー（5 か国語）を作成しています。
環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ分別チェック隊」や「食品ロス削減クッキング」などの親子で参加できる講座の開催や出前講座として小学校で「ごみ分別講座」を開催しています。 ・ごみ処理施設の現場を直接見ることでごみに関する認識を新たにしてもらうため、清掃工場などの施設見学を受け入れています。 ・小学校 4 年生へ豊川市のごみの発生量、分別、処理方法などを説明した「ごみ副読本」を配布しています。 ・ごみ啓発作品コンクールを開催し、参加を通じてごみ減量、資源化を啓発しています。
レジ袋削減に関する協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体・市内事業所と共に協定を締結し、レジ袋の無償配布を廃止し、レジ袋の削減に取り組んでいます。
有価物回収事業の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・有価物回収事業補助金制度を実施し、P T A や市民団体による回収の促進に努めています。
生ごみ処理機購入費の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機（電動式）及び生ごみ消滅容器キエーロの購入時の補助制度を実施し、家庭の生ごみの自家処理を勧めています。
リサイクル情報誌の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向けに、不用品交換情報誌「月刊クルクル」を毎月発行しています。
フリーマーケット情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体の主催によるフリーマーケットについて広報やホームページ、アプリ配信により開催案内を実施しています。

表 1-5(2) 減量化・資源化方策実施状況

減量化・資源化方策	内 容
資源回収の推進	・資源について、ステーション排出による定期収集(週1回)の他、市指定施設での拠点回収(月2回)を実施しています。
廃食用油の回収	・拠点回収方式で回収を実施しています。
リユース家具の提供	・粗大ごみから再使用可能な良品を選別し、リユース家具として市民に無償で提供しています。
リユース市の開催	・古着やおもちゃなどを持ち寄ってもらい希望者へ提供する「リユース市」を年1回開催しています。
ごみ等運搬車両の貸出し	・主に粗大ごみ持ち込み用の車両の手配が困難な方に利用してもらう無料貸し出し制度ですが、有価物回収事業を行う団体にも多く利用されています。
希少金属回収の推進	・携帯電話などの販売店回収のPRを実施しています。また、小型家電リサイクル法の趣旨に基づき小型家電をリサイクルしています。
持ち込みごみの検査	・清掃工場において、事業系廃棄物を対象にごみ検査を実施し、適正な分別・排出方法についての指導を行っています。
不燃ごみの選別	・収集した不燃ごみから金属類や可燃物を選別し、資源化の推進と埋立物の減量を実施しています。
事業系ごみの減量・資源化の推進	・「事業系ごみの分け方・出し方減量リサイクルマニュアル」を作成し、市内事業所に配布するなど、ごみの減量・資源化情報の提供を行っています。
刈草剪定枝のリサイクル	・刈草や剪定枝を堆肥(土壌改良材)やチップとして市民や事業者利用を推進しています。
羽毛布団のリサイクル	・粗大ごみのうち羽毛布団を分別し、羽毛の再生業者へ引き渡しを実施しています。

第 4 節 収集運搬

4-1 収集運搬体制

①家庭系ごみ

収集運搬体制は、表 1-6 に示すとおりです。

表 1-6 収集運搬体制

分別区分		排出方法等	収集方式等	収集頻度	収集運搬主体
可燃ごみ		可燃ごみ用指定袋	可燃ごみ集積場 (ステーション) 方式	週 2 回	直営・委託
不燃ごみ		不燃ごみ用指定袋	不燃ごみ集積場 (ステーション) 方式	月 2 回	委託
危険ごみ		専用コンテナ	危険ごみ集積場 (ステーション) 方式	月 2 回*	直営・委託
資源	金属・缶類	専用コンテナ	資源集積場 (ステーション) 方式	週 1 回	委託
	びん類	専用コンテナ			
	紙類	縛って排出			
	古着・タオル類	透明なビニール袋			
	ペットボトル	専用の網袋			
	白色トレイ	専用の網袋			
粗大ごみ		粗大ごみシール添付	戸別収集	随時	委託

*危険ごみは一部地域では収集頻度が異なります。

②事業系ごみ

事業系ごみは、事業者自ら施設へ搬入するか、許可業者による収集としています。

4-2 収集運搬量

本市の家庭系ごみ(収集分)は、表 1-7 に示すとおりです。

表 1-7 家庭系ごみ(収集分)

(単位：t/年)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
可燃ごみ	37,068	37,379	36,821	36,681	36,958
不燃ごみ	964	1,099	989	1,021	1,145
危険ごみ	107	111	122	100	126
資源	10,050	9,625	8,875	8,490	8,170
粗大ごみ	14	16	17	16	18

第 5 節 中間処理

5-1 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要は、表 1-8～表 1-10 に示すとおりです。

表 1-8 焼却施設の概要

名 称	豊川市清掃工場	
所 在 地	豊川市平尾町親坂 50 番地	
敷地面積	31,373m ²	
	A棟 (1・3号炉)	B棟 (5・6号炉)
処理能力	67 t /24h × 2 炉	65 t /24h × 2 炉
炉 形 式	全連続燃焼ストーカー炉燃焼炉	シャフト炉式ガス化溶解炉
竣工年月	平成 4 年 3 月	平成 15 年 3 月
処理対象 廃棄物	可燃ごみ	可燃ごみ、処理残さ
溶 融 物	————	スラグ・メタル

表 1-9 資源化等施設の概要

名 称	豊川市資源化施設	豊川市処理センター
所 在 地	豊川市長草町美佐々木 28 番地 1	豊川市千両町上西ノ谷 53 番地の 60
敷地面積	約 15,000m ²	10,842m ²
処理能力	刈草剪定枝破碎堆肥化施設： 16.0 t /日 不燃ごみ選別施設：6.0 t /日 資源選別施設 金属・缶類：2.2 t /日 びん類：5.2 t /日 古紙古布ストックヤード	ペットボトル減容機：1.12 t /日 リサイクル型蛍光管破碎機：0.96 t /日
竣工年月	平成 29 年 3 月	平成 9 年 4 月

表 1-10 その他の施設の概要

名 称	豊川市粗大ごみ受付センター
所 在 地	豊川市千両町上西ノ谷 61 番地 1
建物面積	422m ²
供用開始	平成 13 年 4 月

5-2 中間処理量

中間処理量は、表 1-11～表 1-15 に示すとおりです。

表 1-11 焼却処理量

(単位：t/年)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
焼却処理量	54,856	56,039	55,808	55,551	54,008
可燃ごみ	53,329	54,516	54,469	54,149	52,629
不燃選別可燃物	262	279	285	348	302
破碎処理施設残さ	1,265	1,244	1,054	1,054	1,077
処理後の発生物	7,609	7,463	7,241	6,709	7,114
スラグ	5,060	4,939	4,509	4,212	4,529
メタル	507	629	727	732	723
飛灰	2,042	1,895	2,005	1,765	1,862

表 1-12 不燃ごみ中間処理量(直接埋立を含む)

(単位：t/年)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
不燃ごみ量	1,214	1,211	1,139	1,156	1,265
直接埋立	198	50	100	87	79
選別	1,016	1,161	1,039	1,069	1,186
処理後の発生物	1,016	1,161	1,039	1,069	1,186
金属類(小型家電を含む)	195	273	242	294	301
可燃物	262	279	285	348	302
選別残さ	559	609	512	427	583
不燃埋立量	198	50	100	87	79

表 1-13 危険ごみ中間処理量

(単位：t/年)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
危険ごみ量	107	111	122	100	126
スプレー缶	46	49	49	53	56
ライター	6	5	4	5	5
乾電池	36	39	51	29	51
蛍光管、体温計	19	18	18	13	14

表 1-14 粗大ごみ中間処理量

(単位：t/年)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
粗大ごみ量	2,478	2,663	2,544	2,576	2,777
鉄類	588	613	574	583	663
木類	1,460	1,648	1,534	1,568	1,679
布団類	430	402	436	425	435
処理後の発生量	1,213	1,419	1,490	1,522	1,700
資源化鉄類(小型家電を含む)	588	613	574	583	663
資源化(委託業者固形燃料化他)	625	806	916	928	1,021
資源化(委託業者羽毛リサイクル等)	0	0	0	11	16
残さ焼却処理	1,265	1,244	1,054	1,054	1,077

表 1-15 資源処理量

(単位：t/年)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資源収集量	10,050	9,625	8,889	9,277	10,393
中間処理	2,438	2,354	2,198	2,992	4,466
金属・缶類	567	556	495	513	518
びん類	1,304	1,258	1,209	1,179	1,124
ペットボトル	539	513	455	489	578
白色トレイ	28	27	25	24	23
刈草・剪定枝	0	0	14	787	2,223
直接資源化	7,612	7,271	6,691	6,285	5,927
紙類	7,307	6,966	6,418	6,047	5,705
古着	295	294	260	226	209
廃食用油	10	11	13	12	13
処理後の発生物	103	95	96	404	1,311
資源化(チップ・堆肥)	0	0	0	340	1,270
資源不可びん類(埋立)	103	95	96	64	41

5-3 資源化量

総資源化量は、表 1-16 に示すとおりです。年々減少していましたが、刈草・剪定枝のリサイクルの実施により平成 30 年度は増加しており、18,405 t となっています。資源化率は、平成 30 年度で 26.7% です。

表 1-16 総資源化量

(単位：t/年)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
スラグ	5,060	4,939	4,509	4,212	4,529
メタル	507	629	727	732	723
不燃資源化 金属類(小型家電を含む)	195	273	242	294	301
危険ごみ	107	111	122	95	121
粗大資源化 資源化鉄類(小型家電を含む)	588	613	574	583	663
資源化(委託業者固形燃料化他)	625	806	916	928	1,021
資源化(委託業者羽毛リサイクル等)	0	0	0	11	16
資源収集量(刈草・剪定枝除く)	10,050	9,625	8,875	8,490	8,170
資源化(チップ・堆肥)	0	0	0	340	1,270
資源不可びん類(埋立)	-103	-95	-96	-64	-41
有価物回収量	1,969	1,871	1,825	1,708	1,632
計	18,998	18,772	17,693	17,329	18,405
資源化率	27.5%	26.8%	25.6%	25.1%	26.7%

注) リサイクル率 = 総資源化量 ÷ 総排出量

第 6 節 最終処分

6-1 最終処分場の概要

最終処分場の概要は、表 1-17 に示すとおりです。

表 1-17 最終処分場の概要

名 称	豊川市一般廃棄物深田最終処分場	豊川市一般廃棄物三月田最終処分場
所 在 地	豊川市千両町深田 31 番地の 1	豊川市千両町三月田 61 番地の 1
敷地面積	23,300m ²	48,200m ²
埋立面積	15,800m ²	19,000m ²
埋立容量	80,000m ³	105,000m ³
供用開始	平成 3 年 4 月	平成 11 年 4 月
残余容量	8,612m ³	67,382m ³
埋立終了年度	令和 3 年度	令和 15 年度
埋立対象物	不燃ごみ	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残さ

名 称	豊川市一般廃棄物金野最終処分場	豊川市一宮焼却灰最終処分場
所 在 地	豊川市御津町金野籠田 30 番地	豊川市上長山町一ノ沢 80 番地
敷地面積	6,756m ²	40,080m ²
埋立面積	2,500m ²	12,230m ²
埋立容量	9,102m ³	84,493m ³
供用年月	平成 6 年 4 月	平成 11 年 4 月
残余容量	4,470m ³	8,603m ³
埋立終了年度	令和 6 年度	令和 3 年度
埋立対象物	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残さ	焼却残さ(主灰)、溶融飛灰、焼却残さ(飛灰)

注) 残余容量は、平成 30 年度末時点の量を示しています。

6-2 最終処分量

最終処分量は、表 1-18 に示すとおりです。

表 1-18 最終処分量

(単位：t/年)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	搬入先
最終処分量	2,902	2,649	2,713	2,343	2,565	
直接埋立	198	50	100	87	79	深田最終処分場
不燃ごみ選別残さ	559	609	512	427	583	三月田最終処分場
びん残さ	103	95	96	64	41	金野最終処分場
焼却施設飛灰	2,042	1,895	2,005	1,765	1,862	一宮焼却灰最終処分場

注) 焼却施設飛灰の平成26年度は、(公財)愛知県臨海環境整備センターに委託処理。

第 7 節 ごみ処理経費

ごみ処理事業経費は、表 1-19 に示すとおりです。建設改良費については、豊川市清掃工場基幹の設備改良工事（平成 27 年度～令和元年度）や豊川市資源化施設整備工事（平成 27・28 年度）が主な経費となっております。処理及び維持管理費について、年々増加傾向にあります。

表 1-19 ごみ処理事業経費

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
建設改良費	658,484	1,380,803	3,119,167	1,164,331	1,013,547
工事費	576,531	1,380,803	3,088,073	1,164,331	1,013,547
収集運搬施設	0	0	0	0	0
中間処理施設	425,617	1,353,830	3,069,138	1,125,046	994,215
最終処分場	28,339	26,973	18,935	39,285	19,332
その他	122,575	0	0	0	0
調査費	81,953	0	31,094	0	0
処理及び維持管理費	1,913,503	1,922,862	1,988,642	2,041,202	2,132,321
人件費	244,395	252,177	245,995	275,725	265,460
一般職	107,659	117,760	112,668	137,287	124,776
収集運搬	101,125	109,219	110,576	111,983	113,769
中間処理	20,402	11,883	12,062	15,747	17,526
最終処分	15,209	13,315	10,689	10,708	9,389
処理費	213,409	203,404	193,025	177,560	206,853
収集運搬費	11,543	13,834	11,529	9,012	13,286
中間処理費	150,008	137,670	133,191	119,298	136,316
最終処分費	51,858	51,900	48,305	49,250	57,251
車両購入費	583	6,032	7,155	1,361	0
委託費	1,454,101	1,460,234	1,541,467	1,585,573	1,659,230
収集運搬費	505,009	488,676	491,060	492,037	493,963
中間処理費	828,200	910,309	986,474	1,025,032	1,095,155
最終処分費	34,126	57,927	59,810	66,617	68,435
その他	86,766	3,322	4,123	1,887	1,677
調査研究費	1,015	1,015	1,000	983	778
その他	34,012	30,332	34,082	26,341	22,344
合 計	2,605,999	3,333,997	5,141,891	3,231,874	3,168,212

資料：一般廃棄物処理実態調査

第 2 章 ごみ処理の評価

第 1 節 分別区分の評価

本市の分別区分は、環境省の「循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針 平成 19 年 6 月（平成 25 年 6 月改訂）」（以下、処理システム指針という。）に示されている分別区分と比較をすると、表 2-1 に示すとおりです。「類型Ⅲ」に近い分別区分となっています。

表 2-1 の分別収集区分は、処理システム指針の表記によるものです。

表 2-1 処理システム指針の分別区分との比較

分別収集区分		類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	豊川市	備考
①資源回収する 容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	○	○	○	
	①-2 ガラスびん	○	○	○	○	
	①-3 ペットボトル	○	○	○	○	
	①-4 プラスチック製容器包装		○	○	△	白色トレイ
	①-5 紙製容器包装		○	○	△	雑がみ
②古紙類・布類等		○	○	○	○	
③生ごみ、廃食用油等				○	△	廃食用油
④小型家電			○	○	○	不燃ごみとして 収集後ピックアップ回収
⑤燃やすごみ		○	○	○	○	
⑥燃やさないごみ		○	○	○	○	
⑦その他専用の処理のために分別するごみ		○	○	○	○	乾電池 蛍光灯
⑧粗大ごみ		○	○	○	○	

資料：『循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』（平成 19 年 6 月（平成 25 年 6 月改訂）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）の p3

第 2 節 廃棄物処理システムによる比較評価

2-1 比較項目

廃棄物処理の状況の評価するために、処理システム指針の中の「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」を参考に、ごみ処理状況について類似団体と比較を行います。

比較項目については、① 1 人 1 日当たりのごみ総排出量、② 廃棄物からの資源回収率、③ 最終処分される割合、④ 人口 1 人当たりの年間処理経費、⑤ 最終処分減量に要する費用の 5 項目とします。

比較に用いるデータは、一般廃棄物処理実態調査結果（平成 29 年度）とします。

2-2 比較結果

(1) 類型団体との比較

比較する類型団体は、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型（平成 17 年 6 月 22 日付総務省自治財政局長通知総財務第 106 号「団体間で比較可能な財政情報の開示について」）に準拠し、平成 30 年度における類似団体は、豊川市は『施行時特例市』に該当し、表 2-2 に示す 20 市です。

表 2-2 類型団体（施行時特例市）

団体名		団体名		団体名	
茨城県	日立市	長野県	上田市	愛知県	小牧市
茨城県	ひたちなか市	岐阜県	大垣市	三重県	松坂市
栃木県	足利市	静岡県	磐田市	三重県	鈴鹿市
栃木県	栃木市	愛知県	豊川市	島根県	出雲市
栃木県	小山市	愛知県	刈谷市	広島県	東広島市
千葉県	市原市	愛知県	安城市	愛媛県	今治市
富山県	高岡市	愛知県	西尾市		

資料：『類似団体別職員数の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）』（平成 31 年 3 月 総務省自治行政局公務員部 給与能率推進室）

類型団体平均との比較結果は、表 2-3 に示すとおりです。「1 人 1 日当たりのごみ総排出量」は若干劣っていますが、その他の項目は、優れています（図 2-1 参照）。

表 2-3 類型団体平均との比較結果 [平成 29 年度]

	一人一日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (%)	最終処分される 割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
豊川市	1,016	25.1	3.4	10,966	28,703
類型団体平均	942	17.3	8.0	11,450	33,618

※ 年間処理経費は、車両購入費（1,361 千円）、その他（26,341 千円）を除きます。

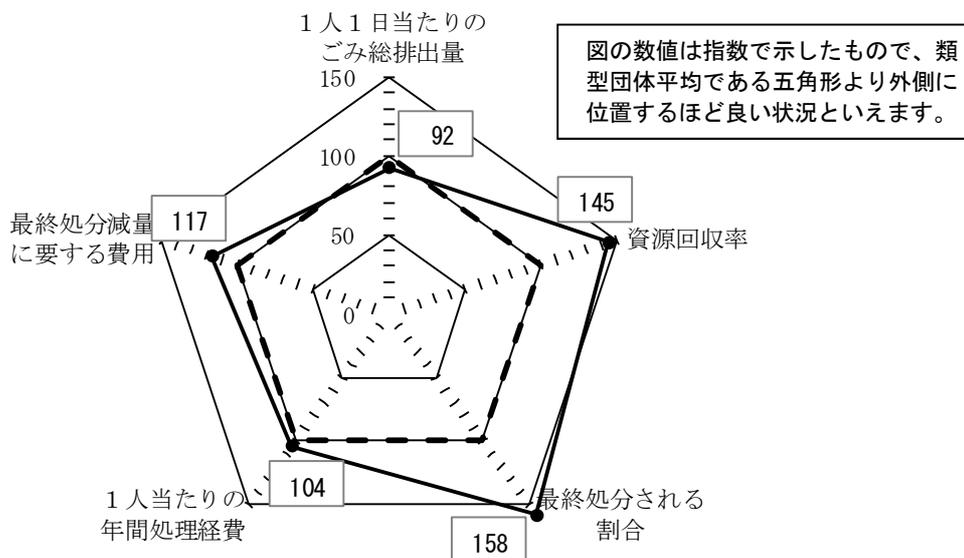


図 2-1 類型団体平均との比較結果 [平成 29 年度]

(2) 愛知県下の市（人口 10 万～20 万人）との比較

愛知県下の人口 10 万～20 万人の市は、表 2-4 に示すとおり、10 市となつていま
す。

表 2-4 愛知県下の人口 10 万～20 万人の市

(単位：人)

	総人口		総人口		総人口
瀬戸市	130,211	安城市	187,860	小牧市	152,944
半田市	119,077	西尾市	171,771	稲沢市	137,592
豊川市	186,021	江南市	100,835	東海市	114,479
刈谷市	150,843				

市(人口規模同等)平均と平成 29 年度実績の比較結果を、表 2-5 に示します。「1
人 1 日当たりのごみ総排出量」、「1 人当たりの年間処理経費」は若干劣つていま
すが、「廃棄物からの資源回収率」、「最終処分される割合」、「最終処分減量に要する費
用」は、優れています(図 2-2 参照)。

表 2-5 愛知県下の市平均との比較結果 [平成 29 年度]

	一人一日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (%)	最終処分される 割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
豊川市	1,016	25.1	3.4	10,966	28,703
県平均	921	21.6	8.4	9,915	30,846

注) 県平均は、人口 10 万人～20 万人規模の平均。

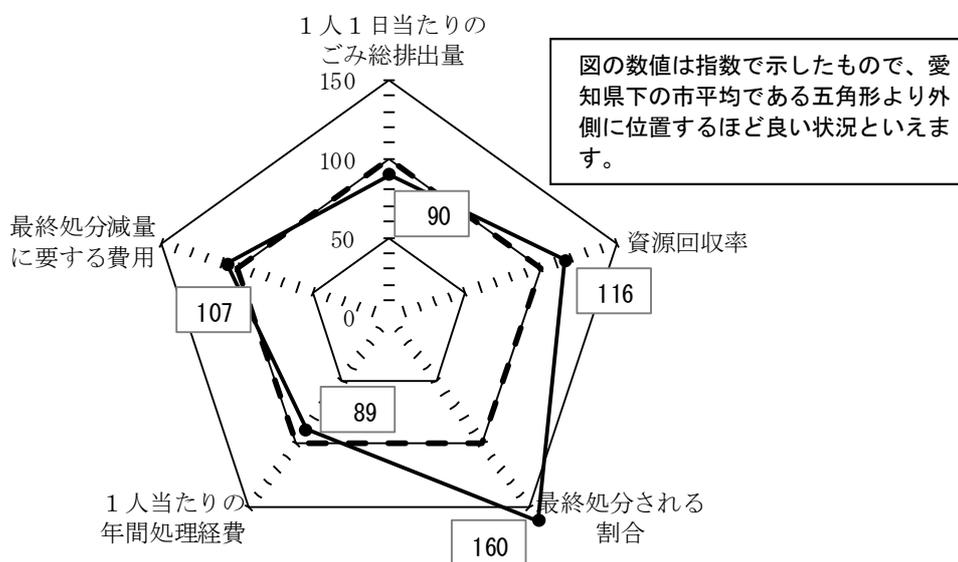


図 2-2 愛知県下の市平均との比較結果 [平成 29 年度]

第 3 節 前計画の目標達成状況

前計画では、①ごみ排出量原単位（1人1日当たりごみ排出量）の削減、②資源品目別収集量原単位（1人1日当たりの資源収集量）の増加、③ごみ処理コストの削減の目標を立てました。

①ごみ種類別排出量

ごみ種類別排出量は、表2-6に示すとおりです。直接搬入不燃ごみ以外は、目標が達成できていない状態です。

表 2-6 ごみ種類別排出量の比較

		平成30年度			
		既存計画 推計値	実績値	達成 状況	
人 口	人	183,444	186,318	—	
収集可燃ごみ	t/年	29,643	36,958	×	
	g/人・日	442.7	543.5	×	
収集不燃ごみ	t/年	904	1,145	×	
	g/人・日	13.5	16.8	×	
危険ごみ	t/年	87	126	×	
	g/人・日	1.3	1.9	×	
粗大ごみ	t/年	2,383	2,777	×	
	g/人・日	35.6	40.8	×	
資 源	t/年	14,445	8,170	×	
	g/人・日	215.7	120.1	×	
計	t/年	47,462	49,176	×	
	g/人・日	708.8	723.1	×	
直接搬入可燃ごみ	t/年	11,818	15,671	×	
直接搬入不燃ごみ	t/年	1,520	120	○	
資 源	t/年	3,616	2,223	×	
計	t/年	16,954	18,014	×	
有価物回収	t/年	2,222	1,632	×	
総計	総排出量	t/年	66,638	68,822	×
	原単位	g/人・日	995.2	1,012.0	×

注) ごみは少なければ○、資源は多ければ○とする。

②資源品目別収集量

資源品目別収集量は、表 2-7 に示すとおりです。廃食用油以外は、目標が達成できていない状態です。

また、プラスチック製容器包装については、分別回収の計画がありましたが、実施していません。

表 2-7 資源品目別収集量の比較

		平成30年度			
		既存計画 推計値	実績値	達成 状況	
収 集	紙類	t /年	8,091	5,705	×
		g /人・日	120.8	83.9	×
	金属・缶類	t /年	617	518	×
		g /人・日	9.2	7.6	×
	びん類	t /年	1,250	1,124	×
		g /人・日	18.7	16.5	×
	古着	t /年	691	209	×
		g /人・日	10.3	3.1	×
	ペットボトル	t /年	603	578	×
		g /人・日	9.0	8.5	×
	白色トレー	t /年	67	23	×
		g /人・日	1.0	0.3	×
	廃食用油	t /年	12	13	○
		g /人・日	0.2	0.2	○
プラスチック製 容器包装	t /年	3,114		—	
	g /人・日	46.5		—	
計	t /年	14,445	8,170	×	
	g /人・日	215.7	120.1	×	
直 接 搬 入	草木類 (以前は収集)	t /年	321	133	×
		g /人・日	4.8	2.0	×
	草木類	t /年	3,295	2,090	×
		g /人・日	49.2	30.7	×
	小 計	t /年	3,616	2,223	×
		g /人・日	54.0	32.7	×
有価物回収	t /年	2,222	1,632	×	
	g /人・日	33.2	24.0	×	
総資源化収集量	t /年	20,283	12,025	×	
	g /人・日	302.9	176.8	×	

③ごみ処理コスト

ごみ処理コストは、9,400 円/人・年以下と目標を立てており、実績は、表 2-8 に示すとおりです。

表 2-8 1 人当たりのごみ処理コスト

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ごみ処理経費 (建設改良費除く)	千円	1,947,515	1,953,194	2,022,724	2,067,543	2,154,665
人 口	人	185,086	185,195	185,690	186,021	186,318
1 人当たりのごみ処理コスト	円/人・年	10,522	10,547	10,893	11,115	11,564

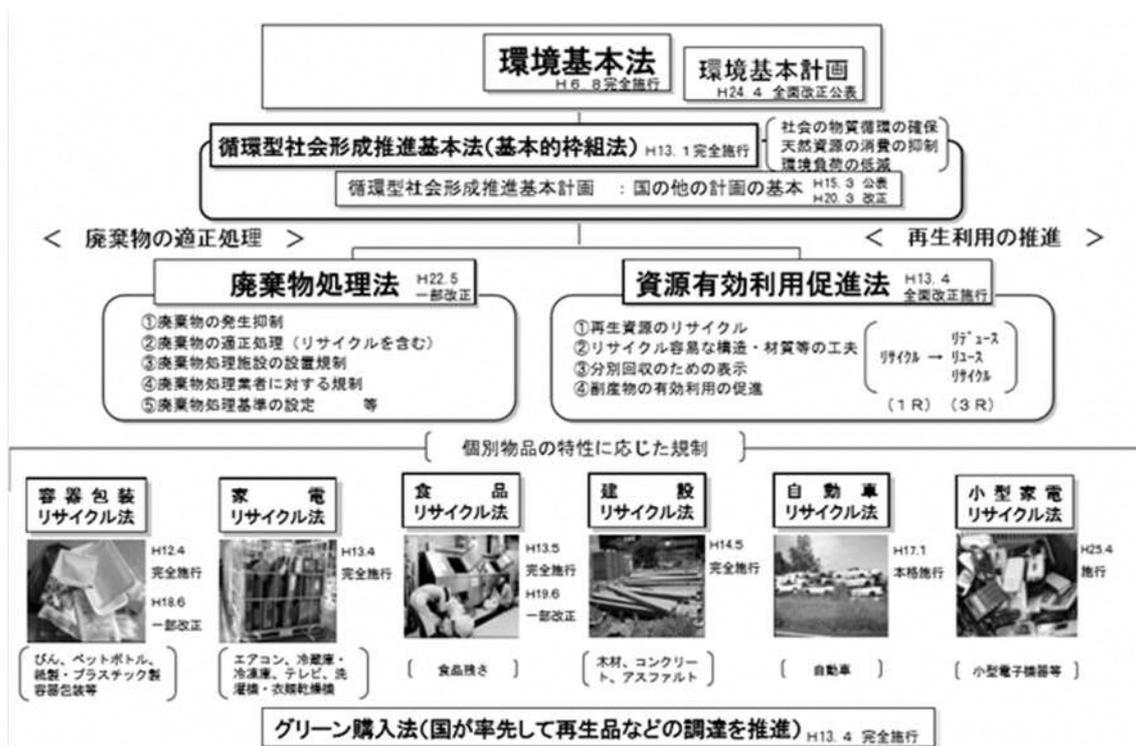
第 3 章 ごみ処理行政の動向

第 1 節 国・県におけるごみ処理行政の動向

1-1 循環型社会形成に係る法体系

「循環型社会形成推進基本法」は、循環型社会構築に向けた基本的枠組みを定めた法律であり、「廃棄物処理法」はこの法律の実施法として「環境基本法」のもとに明確に位置付けられ、廃棄物を取り扱う上で念頭に置くべき理念が追加されるなど新たな体系が組み立てられました。同時に「資源有効利用促進法」も改正され、事業者に対する再生資源の利用や製品の長寿命化など「循環型社会形成推進基本法」の実施法として位置付けられています。

また、平成 12 年に「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「グリーン購入法」、平成 14 年に「自動車リサイクル法」、平成 24 年に「小型家電リサイクル法」が制定され、既に施行されていた「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」とともに、循環型社会形成の推進のための法体系が図 3-1 に示すように整備されています。



出典：環境省

図 3-1 循環型社会を形成するための法体系

1-2 国の関連計画等

①廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」と示す。）（平成 28 年 1 月 21 日変更）

目 標	<p>現状（平成 24 年度）に対し、令和 2 年度において、排出量を約 12%削減し、再生利用量を約 21%から約 27%に増加させるとともに、最終処分量を約 14%削減する。</p> <p>また、令和 2 年度において、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 500 g とする。</p>
-----	---

②循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月策定）

名 称	第四次循環型社会形成推進基本計画
計画構成	<p>持続可能な社会づくりとの統合的取組 (環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上)</p> <p>多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化</p> <p>適正処理の更なる推進と環境再生</p> <p>適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進</p> <p>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p> <p>万全な災害廃棄物処理体制の構築</p> <p>循環分野における基盤整備 ①情報の整備 ②技術開発、最新技術の活用と対応 ③人材育成・普及啓発等</p>
目 標	<p>令和 7 年度</p> <p>1 人 1 日当たりのごみ排出量：約 850 g / 人・日</p> <p>1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量：約 440 g / 人・日</p>

1-3 県の計画

①愛知県廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月策定）

計画期間	平成 29 年度 ～ 令和 3 年度		
ごみ	[目標]		
		実績値 平成 26 年度値	目標値 令和 3 年度値
	1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	535 g	500 g
	排出量	—	約 6 % 減
	再生利用量	22.3 %	約 23 %
	最終処分量	—	約 7 % 減
	[施策の展開]		
	施策 1 3 R の促進		
	<p>循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政、みんなで 3 R に取り組みます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組の促進 ・3 R の促進や適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図る県民の環境学習の促進 ・各種リサイクル法に基づく取組促進 ・食品ロス削減の取組として「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」を通じて、広く県民に啓発 ・産業廃棄物税の活用により、3 R の促進や適正処理等に関する施策の推進 		
	施策 2 適正処理と監視指導の徹底		
	<p>監視体制を強化し、不適正処理の未然防止に取り組みます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者及び処理業者に対する適正処理と減量化の指導徹底 ・優良産業廃棄物処理業者の育成 ・食品廃棄物の不正転売事件を受けた再発防止策の実施（排出事業者向けリーフレットの作成、立入検査マニュアルの作成、立入検査体制の強化、マニフェスト制度の見直しなど国への働きかけ など） 		
	施策 3 廃棄物処理施設の整備の促進		
	<p>地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設づくりを目指します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却処理広域化の推進 ・地域環境に配慮した産業廃棄物処理施設の整備促進 ・市町村等が実施する広域的な最終処分場整備への支援・協力 		
	施策 4 非常災害時における処理体制の構築		
	<p>非常災害時における廃棄物を迅速かつ適正に処理します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「愛知県災害廃棄物処理計画」の推進 ・県内市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制の整備 ・市町村災害廃棄物処理計画の策定に係る研修の実施や情報提供等の技術的支援 ・災害廃棄物対策を担う人材の育成、訓練の実施 		

	<p>施策 5 地域循環圏づくりの推進</p> <p>あいちの産業、文化、人材など地域資源を生かし、地域循環圏づくりを進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域循環圏づくりの構築を目指す「あいち地域循環圏形成プラン」の推進 ・先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討やリサイクル施設等の整備に対する補助 ・循環型社会の形成を担う人材の育成や情報環境の整備 ・多様な主体の連携によるネットワークの形成促進
--	---

第 2 節 目標値のまとめ

国及び愛知県のごみ処理等の目標は、表 3-1 に示すとおりです。

表 3-1 目標値等

	国の基本方針	循環型社会形成 推進基本計画	愛知県廃棄物 処理計画	豊川市 総合計画	豊川市 環境基本計画
目標年度	令和 2 年度	令和 7 年度	令和 3 年度	令和 6 年度	令和元年度
ごみ排出量	平成 24 年度に 対し、約 12 % 削減	/	平成 26 年度に 対し、約 6 % 削減	/	/
1 人 1 日当たり のごみ排出量	/	約 850 g / 人・日	/	978 g / 人・日	980 g / 人・日
1 人 1 日当たり の家庭ごみ排出量 (資源ごみ等除く)	500 g / 人・日	約 440 g / 人・日	500 g / 人・日	/	/
資源化量	/	/	/	330 g / 人・日	330 g / 人・日
再生利用率	約 27 %	/	約 23 %	/	/
最終処分量	平成 24 年度に 対し、約 14 % 削減	/	平成 26 年度に 対し、約 7 % 削減	/	/

注) は、本計画で目標を計画する項目を示す。

第 4 章 課題の抽出

現在のごみの排出状況や、現状のごみ処理システムを続けた場合に発生すると予想される課題を 4 つに分類し、整理します。

① 排出抑制・資源化に関する課題

【現状】

- ・家庭系ごみと事業系ごみを合わせた 1 人 1 日当たりごみ排出量（有価物回収量含む）の現状の数値は、減少傾向を示していますが県内市平均値を上回っています。
※平成 29 年度の結果からごみ排出量が県内 38 市で 6 番目に多い市となっています。また、県内同規模市（人口 10 万～20 万人の市）との比較でも上回っています。
- ・家庭系ごみは、排出抑制や資源化における施策等を実施していますが、家庭系ごみ排出量原単位（資源除く）は平成 30 年度に若干増加しています。
- ・事業系ごみは、平成 30 年度に減少しているものの、総体的に増加傾向を示しています。
- ・有価物回収も含め、資源量が減少傾向を示しています。
- ・前計画では、プラスチック製容器包装の分別回収を計画していましたが、実施していません。
- ・ごみ組成分析より、資源となりうるものが、可燃ごみ約 13%、不燃ごみ約 18%含まれています。
- ・家庭系可燃ごみ中に生ごみが 4 割以上を占めています。

【課題】

- ・今後も引き続き排出抑制・資源化の取り組みを推進していく必要があり、排出抑制や資源化に関する広報啓発の充実を図っていく必要があります。
- ・生ごみの減量化は、焼却処理量の減量やCO₂の発生抑制にも繋がり、生ごみの削減に向け、広報啓発を図っていく必要があります。
- ・プラスチック製容器包装の資源化への情報収集を行っていく必要があります。
- ・事業系ごみについては、減量指導や規制強化を図っていく必要があります。

② 処理・処分施設に関する課題

【現状】

- 
- ・県のごみ焼却処理広域化計画を受け、「東三河ごみ焼却施設広域化計画」を策定しており、その中で、蒲郡市との統合を計画しています。
 - ・焼却灰の最終処分場が、令和3年度中で埋立終了の予定です。

【課題】

- ・市民が安心でき、安全で環境に配慮した適正な施設となるよう、蒲郡市と連携を図りながら、広域化のあり方について引き続き検討していきます。
- ・焼却灰の最終処分先について計画する必要があります。

③ 処理経費等の課題

【現状】

- 
- ・ごみ処理経費（建設改良費除く）の現状は、増加傾向を示しています。内訳をみると、委託費を含め、中間処理費と最終処分費が増加しています。

【課題】

- ・今後も、ごみの排出量の減量に努め、ごみ処理経費の削減を図っていきます。

④ その他の課題

- ・近年、国際社会において、食料の損失・廃棄、プラスチックごみによる海洋汚染等が、地球規模の環境問題として懸念されています。

第 5 章 ごみの排出量の見込み

第 1 節 ごみ排出量の推計方法

ごみ排出量の予測方法は、図 5-1 に示すとおりです。

推計するものとしては、家庭系ごみ原単位（1人1日当たり排出量）及び事業系ごみ日量であり、原則としてトレンド法により行います。家庭系ごみ量は、家庭系ごみ原単位の推計値に将来人口を乗じて求めます。この家庭系ごみ量と事業系ごみ量との推計値の計が、現状のまま推移した場合のごみ排出量とします。

次に、減量目標や資源化目標を設定し、この目標を達成した場合のごみ排出量を推計します。

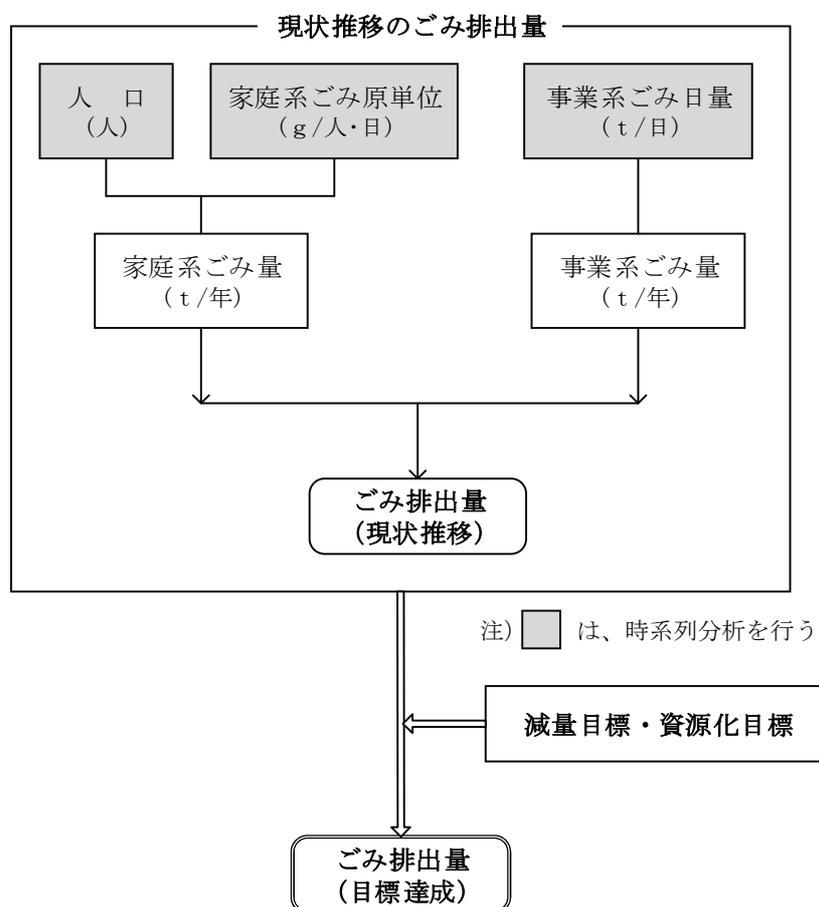


図 5-1 ごみ排出量の予測方法

第 2 節 人口の将来予測

将来人口は、表 5-1(1)に示す「国立社会保障・人口問題研究所」の推計値を用います。ただし、実績値において、国勢調査での数値と住民基本台帳人口等の数値と差が生じており、補正した表 5-1(2)に示す人口とします。

表 5-1(1) 国立社会保障・人口問題研究所での推計値

(単位：人)

	実績値	推 計 値		
	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
将来人口	182,436	181,920	179,923	176,748

資料：『日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）』国立社会保障・人口問題研究所

表 5-1(2) 人口の推計

(単位：人)

	実績値	採 用 値										
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口	186,318	185,498	184,679	184,280	183,880	183,481	183,081	182,682	182,047	181,412	180,777	180,142

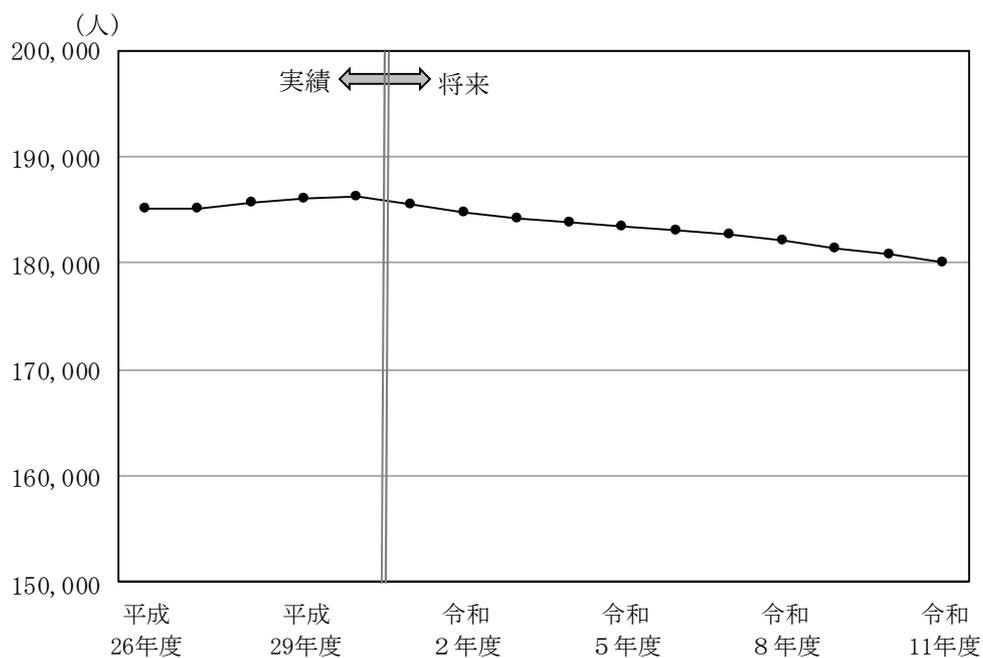


図 5-2 人口の実績及び推計

第 3 節 現状推移でのごみ排出量の推計

新たな施策等を行わず、現状のまま推移した場合のごみ排出量を示します。

現状推移でのごみ排出量の推計は、家庭系ごみは、実績において平成 30 年度に増加しているものの、過去 5 年間に於いて総体的に減少傾向を示しており、将来も減少傾向を示すと予測されます。

事業系ごみの実績は、大半を占める可燃系ごみ（刈草・剪定枝含む）が、平成 30 年度に減少しているものの、過去 5 年間に於いて総体的に増加傾向を示しており、将来も増加傾向を示すと予測されます。

目標年次である令和 11 年度に、63,727 t/年と予測され、平成 30 年度実績の 68,822 t/年より、人口減少の影響もあり、5,095 t/年の減少と予測されます。1 人 1 日当たりでは、令和 11 年度に 969 g/人・日と予測され、平成 30 年度実績に対し、43 g/人・日の減少と予測されます。

表 5-2 現状推移でのごみ排出量の推計

		実績		
		平成30年度	令和6年度	令和11年度
家庭系ごみ	t/年	51,212	48,008	46,186
事業系ごみ	t/年	17,610	17,979	17,541
計	t/年	68,822	65,987	63,727
原単位	g/人・日	1,012	987	969

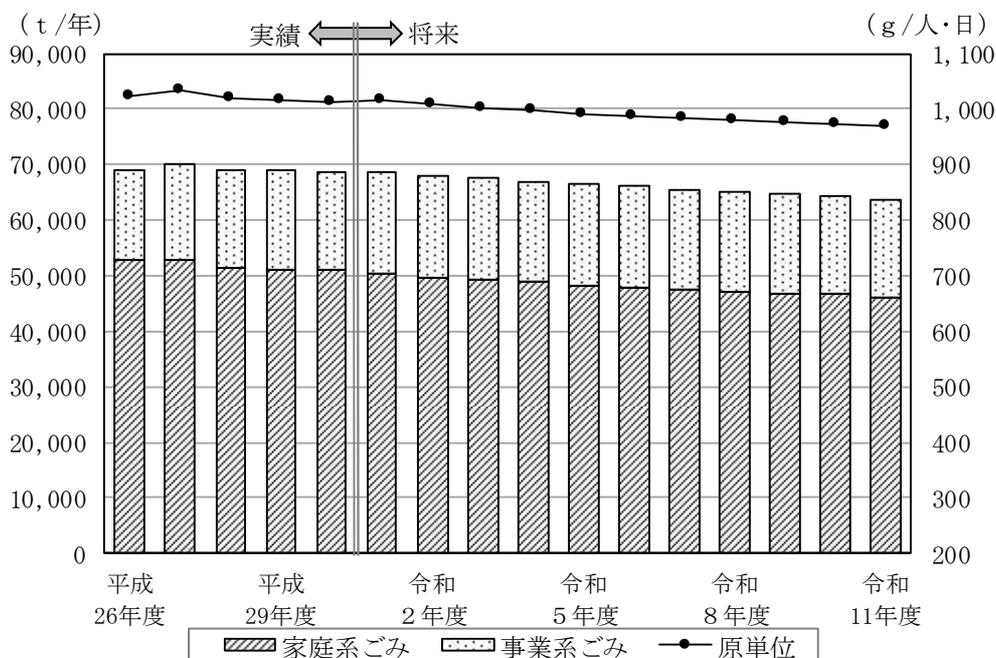


図 5-3 現状推移でのごみ排出量の実績及び推計

第 6 章 目標値の設定

第 1 節 目標値の設定

国や県の目標値を参考に、本計画での目標を、①ごみ排出量原単位、②家庭系ごみ排出量原単位、③資源化率を設定します。

①ごみ排出量原単位

ごみ排出量原単位は、「870 g / 人・日以下」を目指します。

平成 30 年度実績 (1,012 g / 人・日) より、142 g / 人・日、14.0%の削減が必要です。

ごみ排出量原単位：870 g / 人・日以下 (令和 11 年度)

※ごみ排出量：家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量 (資源、有価物回収を含む)

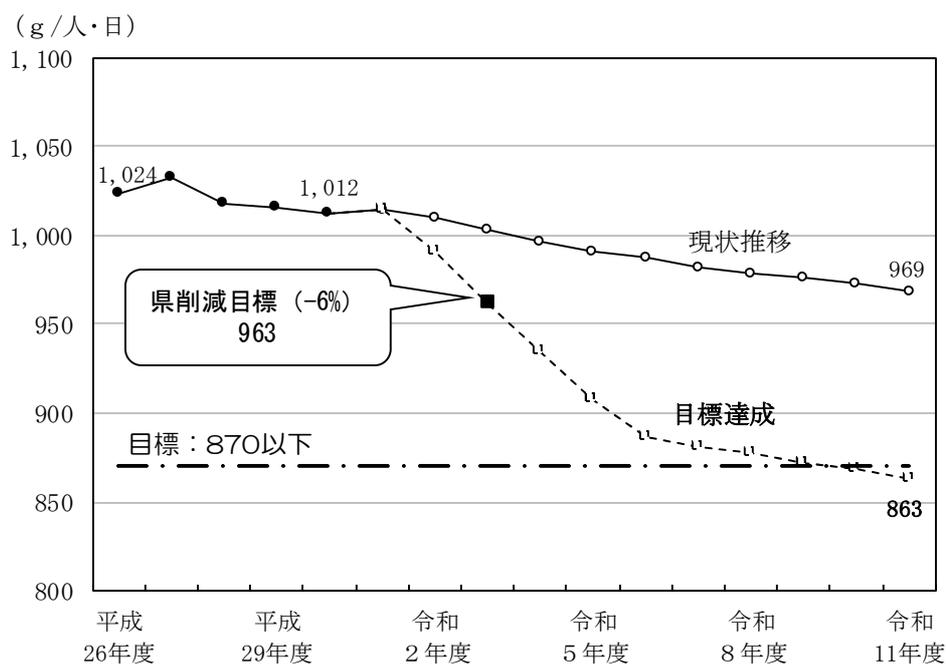


図 6-1 ごみ排出量原単位の実績及び目標

《考え方》

国は、ごみ排出量において 8 年間 (実績:平成 24 年度⇒目標:令和 2 年度) で「約 12%の削減」、県は 7 年間 (実績:平成 26 年度⇒目標:令和 3 年度) で「約 6%の削減」とあります。本市においては、これらを参考に原単位において 10 年間で「約 14%の削減」とします。

【排出抑制量の目安】

施策の詳細については、「第 7 章 具体的な取り組み」で示します。

a. 生ごみ（厨芥類）の水分削減による減量

生ごみ（厨芥類）の水分として、20%削減を目指します。

$$533 \text{ g/人・日 (可燃ごみ[R11])} \times 40.97\% \text{ (厨芥類)} = 218.4 \text{ g/人・日}$$

$$218.4 \text{ g/人・日 (厨芥類)} \times \text{約 } 81\% \text{ (水分)} = 176.9 \text{ g/人・日}$$

そのうち、20%削減を目指します。【35.4 g/人・日】

b. 食品ロス削減による減量

家庭から出る生ごみ（厨芥類）のうち約 35%が食品ロスと推計されており、食品ロスの約 67%削減を目指します。

$$218.4 \text{ g/人・日 (厨芥類)} - 35.4 \text{ g/人・日 (a. 水分削減)} = 183.0 \text{ g/人・日}$$

$$183.0 \text{ g/人・日} \times 35\% = 64.1 \text{ g/人・日}$$

そのうち約 67%削減を目指します。【42.9 g/人・日】

c. リフューズ、リデュース、リユースの推進による減量

ごみ減量に関する啓発や上記以外の取り組みにより、可燃ごみ 3.5%削減を目指します。

$$533 \text{ g/人・日 (可燃ごみ[R11])} - 35.4 \text{ g/人・日 (a. 水分削減)} - 42.9 \text{ g/人・日 (b. 食品}$$

$$\text{ロス削減分)} - 3.3 \text{ g/人・日 (紙類・ペットボトルの分別徹底)} \times 3.5\% = 15.8 \text{ g/人・日}$$

d. 事業系ごみ排出抑制の推進による減量

事業系ごみの発生抑制の取り組みにより、可燃ごみ 4%削減を目指します。

$$42.2 \text{ t/日 (可燃ごみ[R11])} \times 4\% = 1.7 \text{ t/日 (=9.4 g/人・日)}$$

表 6-1 原単位における排出抑制量等の予測値

(単位：g/人・日)

		令和11年度
ごみ排出量【現状推移】		969
家庭系 可燃ごみ	a. 生ごみ（厨芥類）の水分削減による減量	-35.4
	b. 食品ロス削減による減量	-42.9
	紙類の分別徹底	-3.2
	ペットボトルの分別徹底	-0.1
	c. リフューズ、リデュース、リユースの推進による減量	-15.8
事業系 可燃ごみ	d. 事業系ごみの排出抑制推進による減量	-9.4
計		862.2

※目安値のため図 6-1 の数値と一致しません。

②家庭系ごみ排出量原単位

家庭系ごみ排出量原単位は、「500 g/人・日以下」を目指します。

平成 30 年度実績（606 g/人・日）より、106 g/人・日、17.5%の削減が必要です。

また、焼却処理する量を削減するため、可燃ごみを平成 30 年度実績より 100 g/人・日削減を令和 6 年度までに達成することを目指します。

家庭系ごみ排出量原単位：500 g/人・日以下（令和 11 年度）
〔可燃ごみ：平成 30 年度比 100 g/人・日削減（令和 6 年度）〕

※家庭系ごみ排出量：家庭系ごみから資源収集及び有価物回収を除いた量

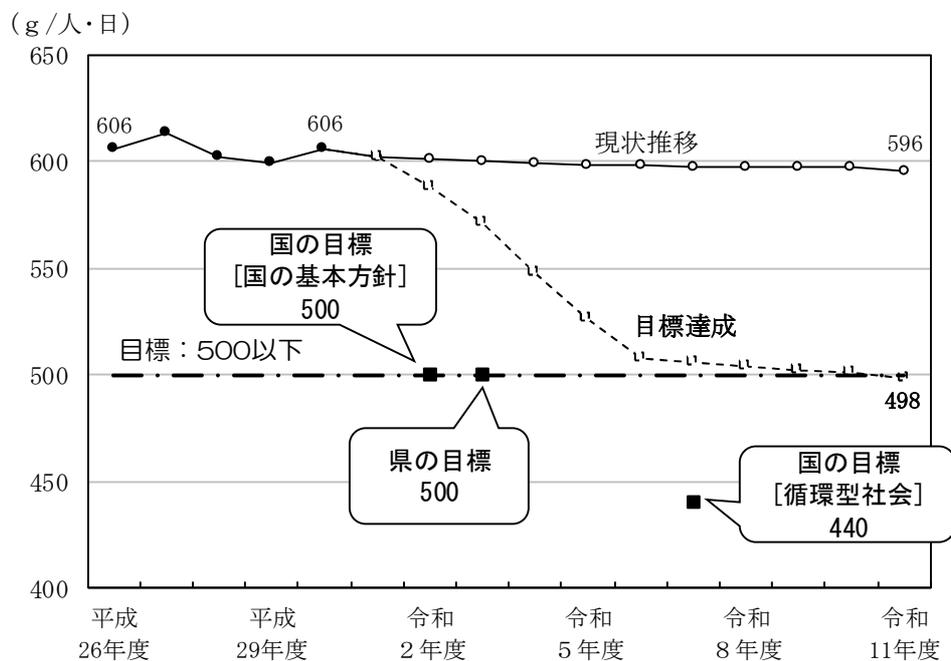


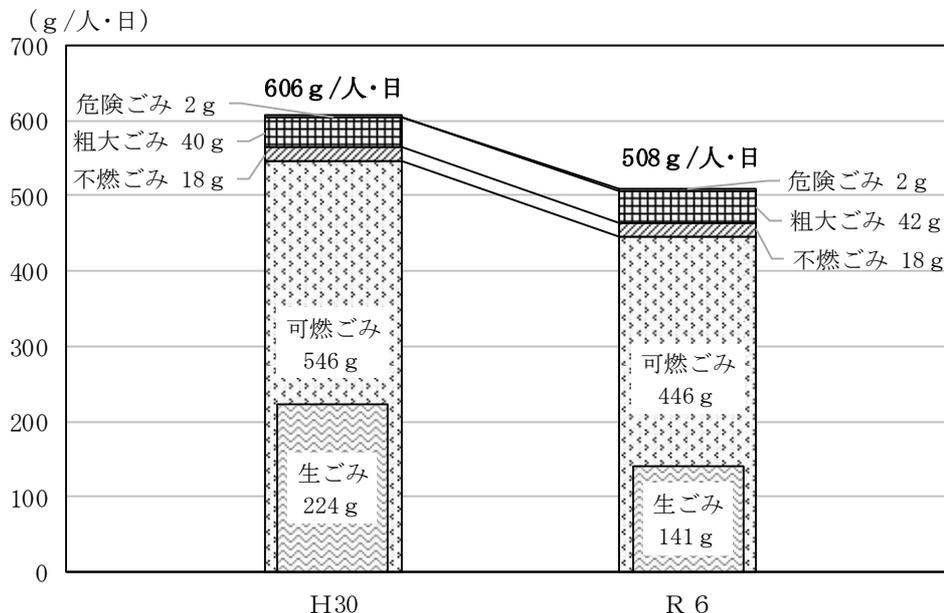
図 6-2 家庭系ごみ排出量原単位の実績及び目標

《考え方》

国の基本方針や県の計画において、目標年次において 500 g/人・日としており、本市においては、「500 g/人・日以下」とします。

参考資料

実績及び目標達成時の家庭系ごみの内訳を、ごみの組成分析の結果より、図 6-3 に示します。



注) 四捨五入の関係により、収支が一致しない場合があります。

図 6-3 家庭系ごみ排出量原単位の内訳

生ごみの減量可能量について

- ・生ごみ水切りダイエットモニタによる「生ごみのひとしぼり」減量効果によると、生ごみの約 15%の削減がありました。(市調査結果)
- ・家庭から出る生ごみのうち約 35%が食品ロスによるものです。(平成 30 年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書 環境省)

③資源化率

資源化率は、「26%以上」を目指します。

将来、紙類の減少に伴い、資源化率も減少すると予測されますが、現状維持を目指します。

資源化率：26%以上（令和 11 年度）

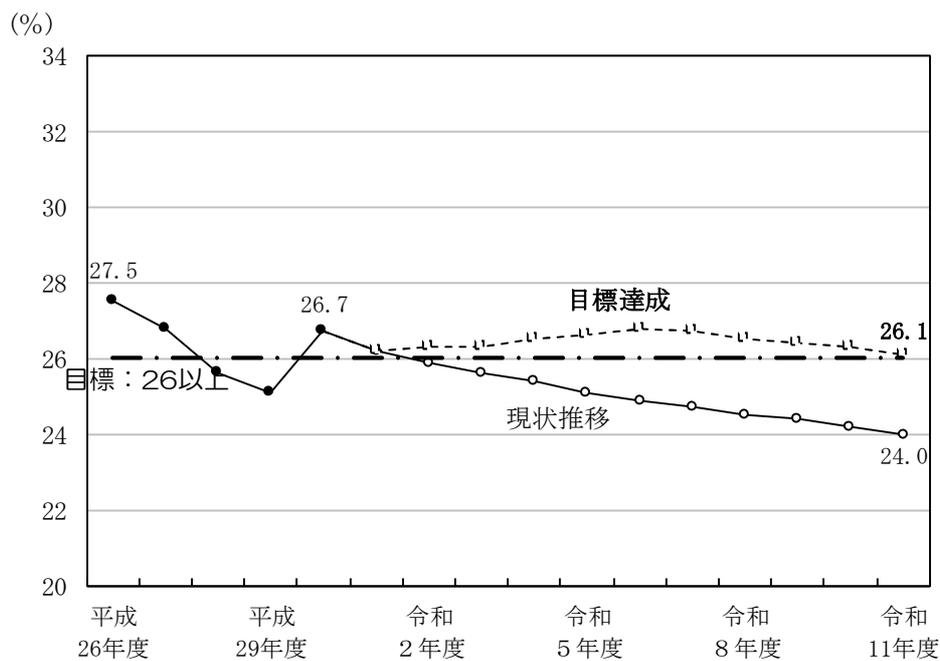


図 6-4 資源化率の実績及び目標

《考え方》

国の目標が約 27%、県の目標が約 23%となっています。県の目標よりも高く、国の目標に近い「26%以上」を目指します。

第 2 節 目標達成時のごみ排出量の推計

新たな施策等を実施し、排出抑制・資源化等を行った場合のごみ排出量は、表 6-2 に示すとおりです。

令和 11 年度に 56,770 t/年 (863 g/人・日) となります。平成 30 年度の 68,822 t/年 (1,012 g/人・日) より、12,052 t/年 (149 g/人・日) の減少となります。

表 6-2 目標達成時のごみ排出量の推計

		実績		
		平成30年度	令和6年度	令和11年度
家庭系ごみ	t/年	51,212	42,108	39,999
事業系ごみ	t/年	17,610	17,187	16,771
計	t/年	68,822	59,295	56,770
原単位	g/人・日	1,012	887	863

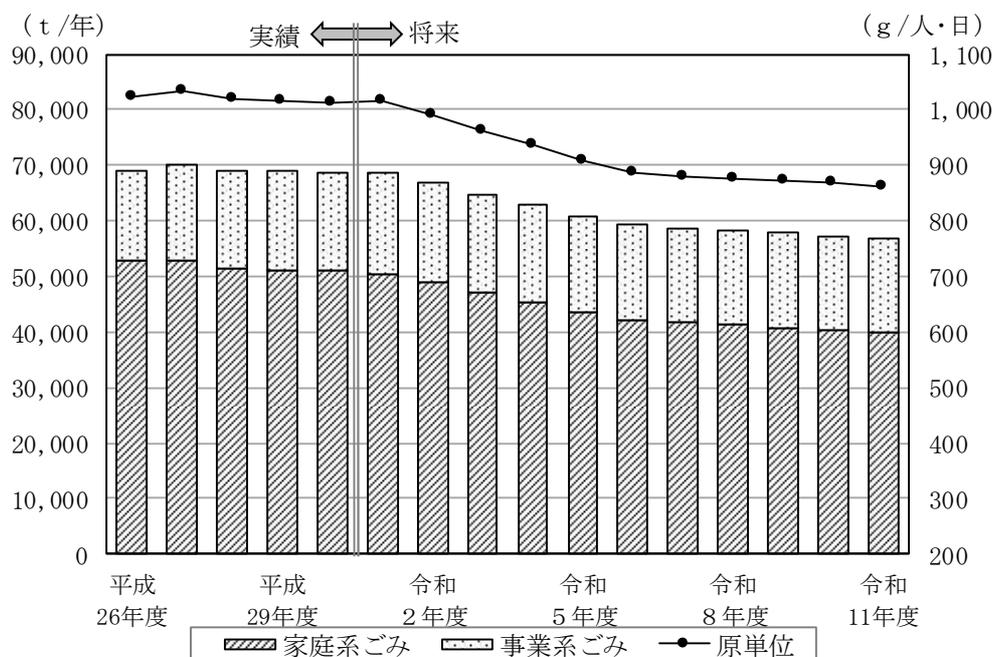


図 6-5 目標達成時のごみ排出量の実績及び推計

第 7 章 具体的な取り組み

第 1 節 取り組みの体系

課題の解決と目標達成のために、以下の施策に取り組んでいきます。

国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、日本でも具体的に取り組む項目の中に、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋プラスチックごみ対策の推進等が含まれています。本市としても世界や国の動きを見据えながら、SDGs に向かって貢献できるように努めます。

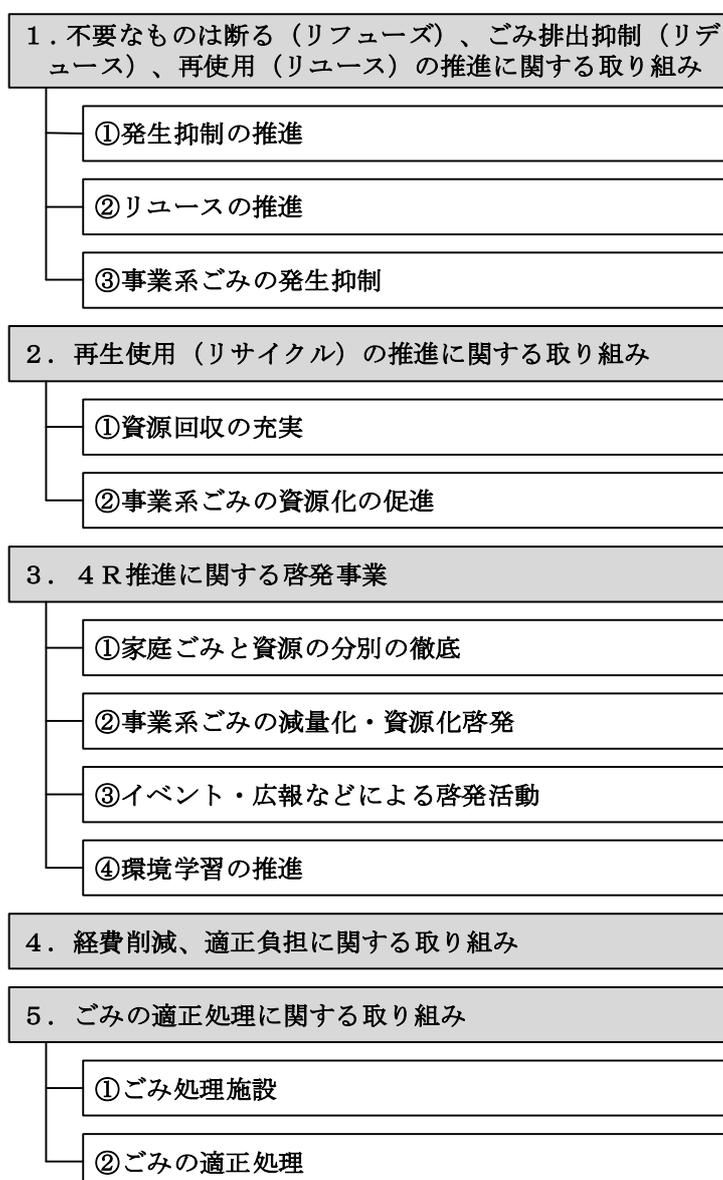


図 7-1 施策の体系図

■ SDG s とごみ処理基本計画

国連で採択された「持続可能な開発目標（SDG s）」は、日本でも具体的に取り組む項目の中に、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋プラスチックごみ対策の推進等が含まれています。本市としても世界や国の動きを見据えながら、SDG s に向かって貢献できるように努めます。

本計画に関するSDG s の目標



持続可能な生産と消費



目標 12 を構成する 11 個のターゲット

12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。
12.8	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

1 不要なものは断る（リフューズ）、ごみ排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）の推進に関する取り組み

①発生抑制の推進

取り組み及び内容	
食品ロス削減推進計画の策定	（新規）
市内における食品ロスの現状を調査するとともに、食品ロス削減推進計画を策定します。	
「とよかわ食品ロス・トリプルゼロ！」の実施	（新規）
食品ロスの削減を図るため、「とよかわ食品ロス・トリプルゼロ！」の実施」に取り組みます。	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 毎月 10 日・20 日・30 日は冷蔵庫の中身をチェックします。 （冷蔵庫の残った食材ですっきりクッキング） 2. 食べ残し・直接廃棄・過剰除去*1のゼロを実施します。 3. 買いすぎ・作りすぎ・注文しすぎのゼロを心掛けます。 	
「生ごみひとしぼり運動」の実施	
生ごみの「水切り」の取り組みを推進するため、水切り方法や水切りグッズの紹介など「生ごみひとしぼり運動」を実施します。	
生ごみ処理機購入の補助	
生ごみ処理機（電動式）、生ごみ消滅容器キエーロの購入時の補助制度を実施するとともに、生ごみ堆肥化容器コンポストの利用についても推進を図ります。	
「マイバッグ運動」の推進	
プラスチック製レジ袋有料化の義務化に合わせ、「マイバッグ運動」などレジ袋の削減を推進します。	
家庭系剪定枝用小型破碎機の貸出制度の実施	
剪定枝用小型破碎機の貸出制度を実施し、家庭から出る剪定枝の有効利用を図ります。	

* 1：家庭で発生する食品ロスは、大きく次の3つに分類されます。

食べ残し — 食卓にのぼった食品で、食べ切れずに廃棄されたもの

直接廃棄 — 賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの

過剰除去 — 厚くむき過ぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分

②リユースの推進

取り組み及び内容	
不用品交換情報誌の発行	市で行っている不用品交換情報誌「月刊クルクル」の情報を充実させ、リユースの促進を図ります。
フリーマーケットの情報提供	フリーマーケットに関する情報を市の広報やホームページ、アプリで提供し、市民団体と協力してフリーマーケットの開催を積極的に推進します。
リユース家具の提供	粗大ごみ受付センターに搬入された粗大ごみから再使用可能な良品を選別し、リユース家具として市民に無償で提供します。
リユース市の開催	家庭で不要となった古着やおもちゃを持ち寄ってもらい希望者へ提供する「リユース市」を開催します。
子ども服・おもちゃのリユースの推進 (新規)	家庭で不要になった子ども服やおもちゃのリユースについて、保育園や児童館と連携した取り組みを推進します。
粗大ごみのリユース・リペア施設の整備	粗大ごみのリユース・リペア機能を持たせた施設整備を検討するとともに、家具類、電化製品、自転車などを手入れや修理により長期利用を図るよう広報、啓発を行います。

③事業系ごみの発生抑制

取り組み及び内容	
一般廃棄物減量資源化計画書による減量化	多量の一般廃棄物を排出する事業所に対し、毎年、一般廃棄物減量資源化計画書の提出を求める制度を導入します。
食品ロス削減食べきり協力店登録制度の実施 (新規)	食品ロスを減らすため外食や宴会時に発生する食べ残しを削減する取り組み（3010運動や料理の持ち帰りへの協力等）を実施する協力店を募集します。
事業系ごみの減量リサイクルマニュアルの配布	具体的なごみ減量の取り組みや事業系ごみの適正処理の方法を記載した、「事業系ごみ分け方出し方減量リサイクルマニュアル」を作成し、市内の事業者へ配布します。
ごみ減量に取り組む企業表彰制度の実施 (新規)	ごみ減量やリサイクル推進に取り組む優良企業の表彰制度の実施などを通じて事業系ごみの減量とリサイクルの一層の推進を図ります。

2 再生使用（リサイクル）の推進に関する取り組み

①資源回収の充実

取り組み及び内容	
廃食用油の回収の推進	
	家庭からの廃食用油を回収し、環境にやさしいバイオディーゼル燃料化します。
小型家電リサイクルの実施	
	不燃ごみに含まれる小型廃家電類（パソコンを除く）をピックアップ回収し、希少金属の有効利用の促進を図るとともに、認定事業者による小型家電の回収についての情報を提供します。
資源拠点回収の実施	
	月 2 回実施している資源等の拠点回収を継続し、資源回収を推進します。
有価物回収事業補助金制度の実施	
	有価物回収事業補助金制度により市民団体による有価物回収を促進します。
雑がみ回収の推進	（拡充）
	雑がみ回収袋（PR 用）を作成し、可燃ごみに混入している雑がみの分別を徹底します。
溶融スラグ肥料化の検討	（新規）
	清掃工場から排出される溶融スラグは、現在建設資材や公共工事で利用されていますが、利用拡大を図るため、溶融スラグの肥料化に向けた調査、試験を行い肥料として販売を目指します。
刈草剪定枝リサイクル堆肥・チップの活用	
	完成した堆肥（土壌改良材）やチップは、市民や事業者の方に農地や酪農資材などで利用されていますが、チップについて防草資材としての利用拡大を図るとともに、更なる活用を図ります。
販売店における使用済み製品や容器の回収事業支援	
	回収実施店舗と回収品目、出し方のマナーを消費者に案内するなど、販売店での使用済み製品、容器の回収の取り組みの支援を行います。
プラスチック製容器包装の資源化の検討	
	現在実施していないプラスチック製容器包装の資源化については、国の動向を注視し、回収実施に関する情報収集に努めます。
新たな資源回収項目の調査	
	現在のごみとしての分別区分の中で資源として回収可能な物を調査し、資源化を目指します。

②事業系ごみの資源化の促進

取り組み及び内容	
事業者向けリサイクル情報の提供	リサイクル業者との情報交換を行い、市内事業所に対し資源の持ち込み先（資源化業者）の案内や、リサイクルに関する情報を提供します。
グリーン購入の推進	再生品の積極的な利用を図り、その流通を拡大するため、企業や公共団体においてグリーン購入の推進をPRしていきます。また、公共団体の物品購入においても「公共施設環境率先行動計画」に基づき積極的にグリーン購入に努めます。
リサイクル資材の活用	市の公共工事において、リサイクル資材の積極的な活用を行います。

3 4R推進に関する啓発事業

①家庭ごみと資源の分別の徹底

取り組み及び内容	
ごみと資源の分別の徹底	ごみ出し時において、資源をごみとして排出することのないよう協力を求めるとともに、「ごみ分別強化月間」を定めて、町内会と協力しステーション立ち番を行い、分別の徹底を図ります。
スマホアプリの利用促進及び多言語化の実施 (拡充)	ごみの分別方法や収集日などの情報を提供できるスマートフォン用アプリケーションの利用促進を図ります。また、新たな言語を追加し、外国人のごみ分別に対する更なる理解と協力を求めます。
ごみ分別カレンダーの全戸配布及び多言語化の実施 (拡充)	ごみの分別カレンダーは、日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、インドネシア語、ベトナム語を作成し、外国人のごみ分別に対する更なる理解と協力を求めます。
「家庭ごみ減量・分別の手引き」の配布	正しいごみの分別や適正排出の理解を深めてもらうため、ごみの出し方やごみ分別辞典を記載した「家庭ごみ減量・分別の手引き」を配布します。
ごみ減量かわら版の発行	ごみ減量・リサイクル推進に関するタイムリーな情報を発信するため、「ごみ減量かわら版」を発行します。

取り組み及び内容	
違反ごみ取り残しによる排出者への注意	
ステーションに排出された違反ごみについては、排出者に認識を改めてもらうために取り残しを行うとともに、その理由がわかるように表示を行います。違反ごみ排出者にはマネー改善のための指導を行います。	
AIチャットボット・スマートスピーカーサービス導入の検討 (新規)	
市民からのさまざまな問い合わせに対して、対話形式で分別や処理方法、イベント情報の案内をAIが応答するサービスの導入を目指します。	

②事業系ごみの減量化・資源化啓発

取り組み及び内容	
事業所における社員教育の実施	
ごみ分別の徹底、適正処理を推進するため、社内教育活動を実施するなど、社員の理解を深める取り組みを行うよう広報、啓発します。	
発生源における発生・排出抑制	
原材料の選択や製造工程、運送工程、販売工程を工夫するなどの取り組みにより、事業者が自ら排出するごみの発生・排出抑制に努めるよう広報、啓発します。	
事業系持込ごみの検査の実施	
ごみを清掃工場へ搬入する事業者に対して、搬入物調査を実施するとともに、指導、啓発を行うことで資源化可能物や産業廃棄物の混入を防止し、ごみの減量及び適正な処理を推進します。	

③イベント・広報などによる啓発活動

取り組み及び内容	
生活スタイル見直しの啓発	
商品購入時に、無駄なものを買わない、もらわない、耐久性に優れた商品を購入することや、使い捨て製品の使用を控える、詰替用製品を使用するなど生活スタイルの見直しについて啓発します。	
容器包装の簡素化の推進	
レジ袋や使い捨て紙袋、過剰包装の抑制に取り組む事業者の支援を図っていきます。また、容器がごみとなった場合に排出抑制、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、容器包装の簡易化について広報、啓発します。	
ごみ減量・資源化の取り組みの公表	
ごみ処理や資源化に関する経費を積極的に公表し、適正排出による資源化を徹底することで、ごみ減量の推進を図ります。また、市民、事業者の手本となるよう、市が率先してごみ減量、資源化に取り組み、その状況を公表します。	

取り組み及び内容	
ごみ減量・リサイクル活動に取り組む市民団体との協働	
	ごみ減量・リサイクル活動に取り組む市民団体との協働を推進するとともに、活動について広く周知することにより運動の輪を広げます。
リサイクルショップ等の利用促進	
	家庭内での不用品は、リサイクルショップやネットオークションなどを活用するよう啓発します。
使い捨てプラスチックごみの削減	(新規)
	使い捨てプラスチックの削減など「海洋プラスチックごみ」対策の必要性について啓発します。

④環境学習の推進

取り組み及び内容	
環境学習講座の開催	
	4 R 推進の意義や必要性を P R し、特にごみの発生抑制を重要課題とした講座を開催します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別チェック隊 ・食品ロス削減親子クッキング講座
ごみ分別説明会、ごみ減量化出前講座の開催	
	子どもから大人まであらゆる世代に対し、ごみ分別説明会やごみ減量、「海洋ごみ」問題に関する出前講座を開催します。
清掃工場、資源化施設など施設見学の実施	
	ごみ処理施設等の見学を通じて、ごみの発生抑制、再生利用の必要性について考え、行動するきっかけの場を提供します。
小学校へのごみ副読本配布	
	ごみの発生量、分別、処理方法などを説明した冊子を作成し、小学校での環境教育に用いる教材として提供します。
ごみ啓発作品コンクールの実施	
	小学生の夏休みの宿題の 1 つとして、環境美化やごみ減量などをテーマにポスターや書道を募集し、子どもたちのごみに関する意識向上、行動を起こすきっかけづくりを行います。また、入賞作品の展示を通じてごみ減量等の必要性を啓発します。

4 経費削減、適正負担に関する取り組み

取り組み及び内容	
排出抑制、資源化率向上による処理経費の削減	ごみの収集や処理の経費に関する情報を公表し、市民のコスト意識を高め、排出抑制、資源化率向上による処理経費の削減を図ります。
家庭ごみ有料化の検討	家庭系ごみの有料化については、前計画からもごみ減量、排出者負担による公平化の面からも検討していましたが、本計画に掲げた有料化以外の取り組みによる効果を検証した上で実施について検討します。
ごみ処理手数料の適正化	ごみ処理施設利用手数料については、施設維持のため、処理コストに見合う適正な負担を求めます。
安定的な収集運搬の実施	安定、確実なごみ処理を確保するとともに、民間業者の人材や施設の活用で経費削減を進めます。
組織、処理体制の見直し	細分化されている委託業務の統合など、市民サービスの向上に努めながら組織、処理体制の見直しをします。また、収集ルート見直しや収集日の均等化などにより効率化を図ります。
小規模処分場の早期廃止	旧町で所有していた小規模の不燃ごみ処分場については、優先使用により早期に埋立を終了させ、埋立地が安定し次第廃止手続きを進めます。

5 ごみの適正処理に関する取り組み

①ごみ処理施設

取り組み及び内容	
ごみ処理施設の適正な維持管理の継続	ごみ処理施設の適切な維持管理を実施し、必要な処理能力を確保するとともに公害対策も十分配慮します。
焼却施設の広域化	焼却施設の広域化に向けて、東三河ごみ焼却施設広域化計画に基づき、構成団体と共同での計画推進に向けて、検討を進めます。
清掃工場の長寿命化の推進	清掃工場においては、焼却施設の広域化を考慮した長寿命化計画に基づき、大規模整備工事を実施します。その他の施設においても、公共施設等総合管理計画に基づき予防保全的な維持管理を実施し長寿命化を図ります。
焼却灰最終処分場の埋立終了	(新規) 焼却灰最終処分場の埋立終了に向けて工事を行い、適正な管理を継続します。

②ごみの適正処理

取り組み及び内容	
ごみ等運搬車両の貸出し	ごみ等運搬車両を確保できない市民のために、車両の貸出制度を実施します。
粗大ごみ戸別収集の実施	粗大ごみの戸別収集を有料で実施します。
あんしん訪問収集の実施	ごみ排出が困難な高齢者や障がい者で自力でごみを出すことができない方に対して訪問収集を実施します。
事業系ごみの適正処理の推進	事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の違いや適正な処理の方法について指導、啓発を行います。また、一般廃棄物の処理については、許可業者の紹介など適切な回収や処理を推進します。
少量排出事業者の適正処理の推進	(新規) 少量排出事業者の廃棄物の適正処理を促すため、収集運搬業者の受託条件や、少量排出事業者の排出状況等を調査し、市の指導、啓発に活用するとともに、事業者団体等とも連携した取り組みを推進します。

取り組み及び内容	
在宅医療廃棄物の適正処理の推進	在宅医療廃棄物について、安全かつ適正な収集及び処理を実施し、適正な排出方法についてホームページ等を通じて啓発します。
水銀含有廃棄物の適正処理の推進	危険ごみとして回収している水銀使用廃製品（蛍光管、水銀体温計等）について、水銀が飛散しない回収方法を徹底します。また、製品に関する情報提供を促進し、適切な排出を促します。
資源等持ち去り及びポイ捨て防止対策の推進	資源等抜き取りやポイ捨てを防止するため、監視パトロールを行い、発見した違反者に対して指導、勧告を行います。なお、命令に従わなかった場合には過料、罰金を科します。
「清掃の日」の取り組みの推進	町内会、市内事業所の協力を得て、市内の環境美化活動に取り組みます。
カラス除けネットの配布	町内会やマンション等専用ステーション管理者へカラス除けネットを提供し適切なステーション管理を図ります。

第 8 章 ごみ処理の基本計画

第 1 節 分別計画

家庭系ごみの分別区分は基本的に現状どおりとしますが、プラスチック製容器包装の分別収集については、引き続き実施に向けた検討を行います。

表 8-1 分別区分〔現状同様〕

区 分		主な品目
可燃ごみ		生ごみ、プラスチック類、草・木、破れ・汚れ・臭いのある衣類、皮革・ゴム製品、発泡スチロール など
不燃ごみ		ガラス・陶器・刃物、飲料用以外のびん、白熱・LED電球、家電製品 など
危険ごみ		スプレー缶、ライター、蛍光管、水銀体温計、乾電池
資源	金属・缶類	飲料用スチール缶・アルミ缶、なべ、フライパン、金属キャップ・ふた、針金ハンガー など
	びん類	飲料・食品用びん
	紙類	新聞紙、段ボール、紙パック、雑誌・広告・雑がみ
	古着・タオル類	古着、タオル
	ペットボトル	ペットボトル
白色トレイ		白色食品トレイ
粗大ごみ		机、タンス、ソファ、自転車、大型家電、ゴルフクラブ、風呂のふた など

※刈草・剪定枝の直接搬入については、分別持ち込み

○具体的な取り組み《再掲》

取り組み及び内容
<p>新たな資源回収項目の調査</p> <p>現在のごみとしての分別区分の中で資源として回収可能な物を調査し、資源化を目指します。</p>
<p>プラスチック製容器包装の資源化の検討</p> <p>現在実施していないプラスチック製容器包装の資源化については、国の動向を注視し、回収実施に関する情報収集に努めます。</p>

第 2 節 収集・運搬計画

2-1 家庭系ごみ収集運搬計画

家庭系ごみの収集運搬に関する計画を表 8-2 に示します。

表 8-2 家庭系ごみ収集運搬の現状と将来計画

項目	現 状	将来計画
収集対象物	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ（収集は戸別有料収集のみ） 資源 危険ごみ	現状の基本分別 5 項目は継続する。 資源収集項目の増加を図る。 施設、処理体制に応じた分類の見直しは随時行っていく。
収集主体	可燃ごみ、危険ごみは直営・委託 その他は委託	変更なし
収集方法	ステーション収集 （粗大を除く） 可燃ごみ、不燃ごみは指定ごみ袋使用	指定ごみ袋制度は継続して実施する。
収集頻度	可燃ごみ：週 2 回 不燃ごみ：月 2 回 粗大ごみ：戸別収集 資源：週 1 回 危険ごみ：月 2 回*	基本的に現状どおりとするが、状況に応じて検討する。

*危険ごみは一部地域では収集頻度が異なります。

※在宅医療廃棄物については拠点回収を行っています。

○具体的な取り組み《再掲》

取り組み及び内容
あんしん訪問収集の実施
ごみ排出が困難な高齢者や障がい者で自力でごみを出すことができない方に対して訪問収集を実施します。
粗大ごみ戸別収集の実施
粗大ごみの戸別収集を有料で実施します。
ごみ等運搬車両の貸出し
ごみ等運搬車両を確保できない市民のために、車両の貸出制度を実施します。

2-2 事業系ごみ収集運搬計画

事業系ごみの収集運搬に関する計画を表 8-3 に示します。

表 8-3 事業系ごみ収集運搬の現状と将来計画

項目	現状	将来計画
受入対象物	事業系一般廃棄物 (刈草・剪定枝は資源)	現状項目を維持する。
収集主体	排出者自身若しくは一般廃棄物収集運搬許可業者	変更なし。
収集方法	排出者自身若しくは一般廃棄物収集運搬許可業者による指定施設への搬入 (ステーション排出不可)	収集量減少につき、現行の許可の範囲で対応する。

2-3 収集運搬量

収集運搬量の将来計画値は、表 8-4 に示すとおりです。また、直接搬入量(家庭系)の将来計画値は、表 8-5 に示すとおりです。

表 8-4 収集運搬量の現状と将来計画

(単位：t/年)

	実績	目標値	
	平成30年度	令和6年度	令和11年度
可燃ごみ	36,958	29,649	28,490
不燃ごみ	1,145	1,096	1,075
危険ごみ	126	134	132
資源	8,170	6,799	6,080
粗大ごみ	18	19	19

表 8-5 直接搬入量(家庭系)の現状と将来計画値

(単位：t/年)

	実績	目標値	
	平成30年度	令和6年度	令和11年度
可燃ごみ	196	158	152
不燃ごみ	107	103	101
危険ごみ	0	0	0
資源	0	3	5
粗大ごみ	2,727	2,788	2,808

第 3 節 中間処理計画

3-1 中間処理計画

現状及び将来のごみ中間処理については、ごみの分類ごとに表 8-6～表 8-10 に示すとおりです。

表 8-6 可燃ごみの中間処理の現状と将来計画

現 状	将来計画
清掃工場において焼却、熔融処理 施設は 2 系列 4 炉体制	継続する。 広域化計画を考慮した施設の延命化を図る。

表 8-7 不燃ごみの中間処理の現状と将来計画

現 状	将来計画
資源化施設において、不燃ごみから可燃物及び資源（金属・缶類）、小型家電を選別施設で選別し、残さを最終処分場で埋立処分	継続する。

表 8-8 粗大ごみの中間処理の現状と将来計画

現 状	将来計画
粗大ごみ受付センターで鉄類、小型家電、木類、布団類の 4 分別実施 木類、布団類は委託先で破碎後、一部資源化し、残さは清掃工場で焼却、熔融処理 鉄類、小型家電は委託業者へ引き渡し	継続する。 ガラス、陶器類の処理体制を追加する。

表 8-9 資源の中間処理の現状と将来計画

項 目	現 状	将来計画
紙類 古着・タオル類	資源化施設（古紙古布ストックヤード）で保管 （一部は直接回収業者の施設へ持ち込み）	継続する。
金属・缶類 びん類	資源化施設（資源選別施設）において処理 金属・缶類：手選別及び磁力選別 びん類：手選別	継続する。
ペットボトル 白色トレイ	処理センターにおいて処理 ペットボトル：選別、減容、梱包 白色トレイ：選別、減容、固形化	継続する。
刈草・剪定枝	資源化施設（破砕堆肥化施設）において処理 刈草：堆肥化 剪定枝：チップ化	継続する。

表 8-10 危険ごみの中間処理の現状と将来計画

現 状	将来計画
5 品目に分別 蛍光管は破砕、水銀分離処理 その他の品目は委託先へ引き渡し	継続する。

○具体的な取り組み《再掲》

取り組み及び内容
ごみ処理施設の適正な維持管理の継続 ごみ処理施設は適切な維持管理に努めて必要な処理能力を確保するとともに公害対策も十分配慮します。
清掃工場の長寿命化の推進 清掃工場においては、焼却施設の広域化を考慮した長寿命化計画に基づき、大規模整備工事を実施します。その他の施設においても、公共施設等総合管理計画に基づき予防保全的な維持管理の実施により長寿命化を図ります。

3-2 中間処理量

各施設における処理量の将来計画値は、以下のとおりです。

① 焼却施設での処理量の計画値

清掃工場での処理量の将来計画値は、表8-11に示すとおりです。

表8-11 焼却施設処理量の現状と将来計画

(単位：t/年)

	実績	目標値	
	平成30年度	令和6年度	令和11年度
焼却処理量	54,008	46,247	44,668
可燃ごみ	52,629	44,856	43,275
不燃選別可燃物	302	290	284
破砕処理施設残さ	1,077	1,101	1,109
処理後の発生物	7,114	6,096	5,888
スラグ	4,529	3,880	3,748
メタル	723	620	599
飛灰	1,862	1,596	1,541

② 不燃ごみ、粗大ごみ、資源、危険ごみの処理量の計画値

資源化施設、処理センター、粗大ごみ中間処理施設での不燃ごみ、粗大ごみ、資源、危険ごみの処理量（一部取扱量）の将来計画値は、表8-12～表8-15に示すとおりです。

表8-12 不燃ごみ処理量の現状と将来計画

(単位：t/年)

	実績	目標値	
	平成30年度	令和6年度	令和11年度
不燃ごみ量	1,265	1,215	1,192
直接埋立	79	76	75
選別	1,186	1,139	1,117
処理後の発生物	1,186	1,139	1,117
金属類（小型家電を含む）	301	289	283
可燃物	302	290	284
選別残さ	583	560	550
不燃埋立量	79	76	75

表 8-13 粗大ごみ中間処理量（取扱量）の現状と将来計画

(単位：t/年)

	実績	目標値	
	平成30年度	令和6年度	令和11年度
粗大ごみ量	2,777	2,839	2,859
鉄類	663	678	683
木類	1,679	1,716	1,728
布団類	435	445	448
処理後の発生量	1,700	1,738	1,750
資源化鉄類（小型家電を含む）	663	678	683
資源化（委託業者固形燃料化他）	1,021	1,044	1,051
資源化（委託業者羽毛リサイクル等）	16	16	16
残さ焼却処理	1,077	1,101	1,109

表 8-14 資源処理量（一部取扱量）の現状と将来計画

(単位：t/年)

	実績	目標値	
	平成30年度	令和6年度	令和11年度
資源収集量	10,393	9,026	8,307
中間処理	4,466	4,461	4,429
金属・缶類	518	512	507
びん類	1,124	1,135	1,117
ペットボトル	578	570	563
白色トレイ	23	20	20
刈草・剪定枝	2,223	2,224	2,222
直接資源化	5,927	4,565	3,878
紙類	5,705	4,346	3,661
古着・タオル類	209	206	204
廃食用油	13	13	13
処理後の発生物	1,311	1,312	1,310
資源化（チップ・堆肥）	1,270	1,271	1,269
資源不可びん類（埋立）	41	41	41

表 8-15 危険ごみ中間処理量（一部取扱量）の現状と将来計画

(単位：t/年)

	実績	目標値	
	平成30年度	令和6年度	令和11年度
危険ごみ量	126	134	132
スプレー缶	56	60	59
ライター	5	5	5
乾電池	51	54	53
蛍光管、体温計	14	15	15

ここで、資源化率を整理すると、表 8-16 に示すとおりです。

表 8-16 リサイクル率の現状と将来計画

(単位：t/年)

	実績	目標値	
	平成30年度	令和6年度	令和11年度
スラグ	4,529	3,880	3,748
メタル	723	620	599
金属類（小型家電を含む）	301	289	283
危険ごみ	121	129	127
資源化鉄類（小型家電を含む）	663	678	683
資源化（委託業者固形燃料化他）	1,021	1,044	1,051
資源化（委託業者羽毛リサイクル等）	16	16	16
資源収集量（刈草・剪定枝除く）	8,170	6,802	6,085
資源化（チップ・堆肥）	1,270	1,271	1,269
資源不可びん類（埋立）	-41	-41	-41
有価物回収量	1,632	1,225	1,005
計	18,405	15,913	14,825
	26.7%	26.8%	26.1%

第 4 節 最終処分計画

4-1 最終処分計画

不燃ごみと焼却灰（飛灰）の最終処分の将来計画については、表 8-17 と表 8-18 に示すとおりです。

表 8-17 不燃ごみの最終処分の現状と将来計画

現 状	将来計画
埋立可能な不燃ごみ最終処分場が 3 か所 小規模処分場を優先的に埋立	小規模最終処分場については早期廃止を図り、管理を三月田最終処分場の 1 か所とする。

表 8-18 焼却灰（飛灰）の最終処分の現状と将来計画

現 状	将来計画
一宮焼却灰最終処分場で埋立処分	現施設埋立が終了した後は、処理委託をする。

○具体的な取り組み《再掲》

取り組み及び内容	
小規模処分場の早期廃止	旧町で所有していた小規模の不燃ごみ処分場については、優先使用により早期に埋立を終了させ、埋立地が安定し次第廃止手続きを進めます。
焼却灰最終処分場の埋立終了	焼却灰最終処分場の埋立終了に向けて工事を行い、適正な管理を継続します。

4-2 最終処分量

最終処分量の将来計画値は、表 8-19 に示すとおりです。

表 8-19 最終処分量の現状と将来計画

(単位：t/年)

	実績	目標値	
	平成30年度	令和6年度	令和11年度
最終処分量	2,565	2,273	2,207
直接埋立	79	76	75
不燃ごみ選別残さ	583	560	550
びん残さ	41	41	41
焼却施設飛灰	1,862	1,596	1,541

第 5 節 ごみの処理施設の整備に関する事項

5-1 焼却施設整備

清掃工場は、東三河ごみ焼却施設広域化計画による施設の整備計画があります。この計画は、本市 A 棟ストーカー炉と蒲郡市の焼却炉を統合し、新設するものです。ただし、それぞれの焼却施設の建設年度や使用状況の違いから各設備機器の更新時期が異なり、施設廃止までの耐用年数が異なることから各施設の耐用年数を勘案した中で建設時期を定めていくこととしています。

本市では、平成 25 年度に策定した焼却施設長寿命化計画に基づき、ごみ焼却施設を構成する重要な設備や機器である基幹的設備の改良工事を進めており、引き続き令和 2 年度から令和 5 年度にかけて大規模整備工事を実施することで、施設の延命化を図ります。

5-2 その他の中間処理施設整備

不燃ごみの選別施設、資源（金属・缶類、びん類）の選別施設、刈草・剪定枝の破碎堆肥化施設及び古紙古布ストックヤードが平成 29 年 3 月から稼働しており、新たな施設整備の計画はありません。

今後においては、施設の適正かつ経済的な維持管理に努め、継続して運転管理を行うものとします。

5-3 最終処分場整備

不燃ごみ最終処分場については残余量が十分であるため、現状の設備を利用するものとし、本計画期間での整備は行いません。

焼却灰の最終処分場については、現有施設での埋立が令和 3 年度で終了となります。埋立終了後は、民間施設で委託処分し、施設整備は行わない計画とします。

第 6 節 その他ごみの処理に関し必要な事項

6-1 市で取り扱わない一般廃棄物

市で収集及び処理が危険なもの、困難な物及び廃棄物関係法令などにより指定されている特別管理一般廃棄物と適正処理困難物については、一部を除き、今後も市では直接取り扱いをしないものとします。現在、市では収集（処理）しないごみは表 8-20 に、法令により指定されている特別管理一般廃棄物と適正処理困難物は表 8-21 に示すとおりです。

これらの品目については、市民へ周知を徹底するとともに、適正な処理ルートの確保とその情報提供に努めていきます。

表 8-20 市で収集（処理）しないごみ

品 目	品 目	品 目
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車、オートバイ及びその部品 ・船舶 ・農業用機械 ・FRP製品 ・業務用電化製品 ・タイヤ、ホイール（自動車及びオートバイ用） ・バッテリー（車両用） ・充電式電池 ・ボタン電池 ・ピアノ 	<ul style="list-style-type: none"> ・金庫 ・廃油 ・廃酸、廃アルカリ ・薬品類（農薬、劇薬） ・毒物 ・火薬 ・塗料 ・腐敗性の液状廃棄物 ・建築廃材、構造物解体廃棄物 ・コンクリート製品 ・レンガ 	<ul style="list-style-type: none"> ・石膏ボード ・大型木材（太さ 30cm を超えるもの） ・プロパンガスボンベ ・消火器 ・農業用ビニール ・汚泥 ・庭石、石塔、石柱、その他石製品 ・パーソナルコンピュータ

表 8-21 処理困難廃棄物

品 目
廃棄物処理法第 2 条第 3 項の規定に基づき指定されている特別管理一般廃棄物 P C B を使用した部品をもつ ・ 廃エアコンディショナー* ¹ ・ 廃テレビジョン受信機* ¹ ・ 廃電子レンジ ダイオキシン類含有物 ばいじん 感染性一般廃棄物(医療機関で排出されるもの)
廃棄物処理法第 6 条の 3 の規定に基づき指定されている適正処理困難物 廃ゴムタイヤ 廃テレビジョン受信機(25 型以上) * ¹ 廃電気冷蔵庫(250ℓ以上) * ¹ 廃スプリングマットレス* ²

*1：家電リサイクル法対象品目であるエアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、販売店での引取りを原則としますが、家庭から排出されるものに限り、所定のリサイクル券と運搬料金の負担で粗大ごみ受付センターにて受け取り可能としています。

*2：廃スプリングマットレスについては粗大ごみとして受け取り可能としています。

6-2 災害廃棄物対策

大規模地震や風水害等の自然災害が発生した際には、一時的に大量の廃棄物が発生するため、「豊川市地域防災計画」及び「豊川市災害廃棄物処理計画」に基づき、がれき等の災害廃棄物を処理し、生活環境の汚染防止に努めます。

6-3 不法投棄対策・不適正処理対策

不法投棄やポイ捨ては、地域の景観、良好な地域環境を損ない、周囲に悪影響を及ぼすものです。不法投棄を未然に防止するため、不法投棄が重大な犯罪であることを大きく P R するとともに、不法投棄監視パトロールの実施、監視カメラ等の設置を継続し、地域住民、事業者とも協力しながら投棄されにくい環境づくりを進めます。

第 7 節 実施スケジュール

取り組み実施スケジュールを、表 8-22(1)～表 8-22(4)に示します。

表 8-22(1) 取り組み実施スケジュール

	～R1	計画										
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
リフューズ、リデュース、リユースの推進に関する取り組み												
①発生抑制の推進												
食品ロス削減推進計画の策定												
「とよかわ食品ロス・トリプルゼロ！」の実施												
「生ごみひとしぼり運動」の実施												
生ごみ処理機購入の補助												
「マイバッグ運動」の推進												
家庭系剪定枝用小型破砕機の貸出制度の実施												
②リユースの推進												
不用品交換情報誌の発行												
フリーマーケットの情報提供												
リユース家具の提供												
リユース市の開催												
子ども服・おもちゃのリユースの推進												
粗大ごみのリユース・リペア施設の整備												
③事業系ごみの発生抑制												
一般廃棄物減量資源化計画書による減量化												
食品ロス削減食べきり協力店登録制度の実施												
事業系ごみの減量リサイクルマニュアルの配布												
ごみ減量に取り組む企業表彰制度の実施												

表 8-22(2) 取り組み実施スケジュール

□ 検討、協議期間 ■ 実施期間

	～R1	計画										
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
リサイクルの推進に関する取り組み												
①資源回収の充実												
廃食用油の回収の推進												
小型家電リサイクルの実施												
資源拠点回収の実施												
有価物回収事業補助金制度の実施												
雑がみ回収の推進												
溶融スラグ肥料化の検討												
刈草剪定枝リサイクル堆肥・チップの活用												
販売店における使用済み製品や容器の回収事業支援												
プラスチック製容器包装の資源化の検討												
新たな資源回収項目の調査												
②事業系ごみの資源化の促進												
事業者向けリサイクル情報の提供												
グリーン購入の推進												
リサイクル資材の活用												

表 8-22(3) 取り組み実施スケジュール

□ 検討、協議期間 ■ 実施期間

	～R1	計画										
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
4R推進に関する啓発事業												
①家庭ごみと資源の分別の徹底												
ごみと資源の分別の徹底												
スマホアプリの利用促進及び多言語化の実施												
ごみ分別カレンダーの全戸配布及び多言語化の実施												
「家庭ごみ減量・分別の手引き」の配布												
ごみ減量かわら版の発行												
違反ごみ取り残しによる排出者への注意												
AIチャットボット・スマートスピーカーサービス導入の検討												
②事業系ごみの減量化・資源化啓発												
事業所における社員教育の実施												
発生源における発生・排出抑制												
事業系持込ごみの検査の実施												
③イベント・広報などによる啓発活動												
生活スタイル見直しの啓発												
容器包装の簡素化の推進												
ごみ減量・資源化の取り組みの公表												
ごみ減量・リサイクル活動に取り組む市民団体との協働												
リサイクルショップ等の利用促進												
使い捨てプラスチックごみの削減												
④環境学習の推進												
環境学習講座の開催												
ごみ分別説明会、ごみ減量化出前講座の開催												
清掃工場、資源化施設など施設見学の実施												
小学校へのごみ副読本配布												
ごみ啓発作品コンクールの実施												
経費縮減、適正負担に関する取り組み												
排出抑制、資源化率向上による処理経費の削減												
家庭ごみ有料化の検討												
ごみ処理手数料の適正化												
安定的な収集運搬の実施												
組織、処理体制の見直し												
小規模処分場の早期廃止												

表 8-22(4) 取り組み実施スケジュール

□ 検討、協議期間 □ 実施期間

	～R1	計画									
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
ごみの適正処理に関する取り組み											
①ごみ処理施設											
ごみ処理施設の適正な維持管理の継続											
焼却施設の広域化											
清掃工場の長寿命化の推進											
焼却灰最終処分場の埋立終了											
②ごみの適正処理											
ごみ等運搬車両の貸出し											
粗大ごみ戸別収集の実施											
あんしん訪問収集の実施											
事業系ごみの適正処理の推進											
少量排出事業者の適正処理の推進											
在宅医療廃棄物の適正処理の推進											
水銀含有廃棄物の適正処理の推進											
資源等持ち去り及びポイ捨て防止対策の推進											
「清掃の日」の取り組みの推進											
カラス除けネットの配布											



第 3 編 生活排水処理基本計画

第 1 章 基本方針

本計画は、生活排水処理の重要性を認識し適正に処理するために、公共下水道区域内の地域については接続を推進し、上記区域外の地域については、浄化槽（合併処理浄化槽）（以下「浄化槽」という。）の設置を推進します。公共下水道への接続、浄化槽の設置にあたっては、住民に対して生活排水処理対策の必要性の啓発を行い、住民協力のもと進めていくことにより、身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものとします。

生活排水処理対策の基本は、適正に処理を行うことであり、処理施設の整備及び適正処理に関する啓発を行っていくこととします。

また、「SDGs（持続可能な開発目標）」においても、水質環境保全に係る目標も設定されており、社会全体での取り組みも進められています。

生活排水処理の基本方針は、以下のとおりとします。

①整備区域内の接続率の向上

公共下水道の整備区域内においては、早期の接続のために啓発活動を行います。

②汲取り、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）の浄化槽への転換の推進

公共下水道計画区域外での浄化槽設置を推進するために、地域住民に対して汲取り便槽、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）（以下「みなし浄化槽」という。）から浄化槽への転換の呼びかけを行います。

③浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽設置世帯への定期的な点検の実施に関する周知啓発を行います。

④処理施設の適正管理

処理施設においては、各設備の点検整備を計画的に行い、施設の適正処理を継続します。

第 2 章 生活排水処理の現況

第 1 節 生活排水処理の体系

本市におけるし尿・生活雑排水の処理・処分体系は、図 2-1 に示すとおりです。

汲取り便槽の世帯から発生するし尿は、豊川市処理場で適正に処理しています。

みなし浄化槽、浄化槽を設置している世帯では、各浄化槽で処理後、浄化槽汚泥はし尿処理施設へ搬入され適正に処理されています。

公共下水道へ接続している世帯では、終末処理場において適切に処理されています。

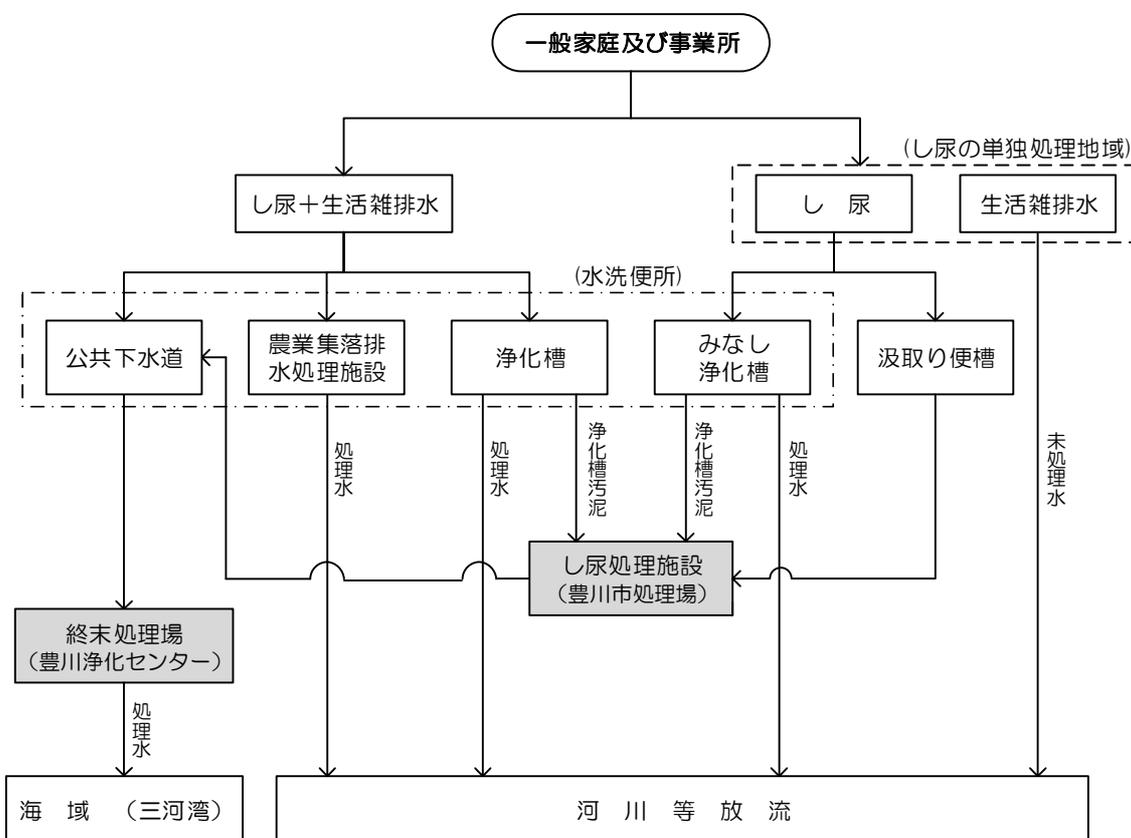


図 2-1 生活排水処理体系フロー

第2節 生活排水の排出状況

2-1 処理形態別人口

本市における過去10年間の処理形態別人口の実績は、表2-1に示すとおりです。

平成30年度時点で、計画処理区域内人口186,318人のうち、172,642人の生活排水が公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽により適正に処理されています。平成30年度の生活排水処理率は92.7%※となっています。

$$\begin{aligned} \text{※生活排水処理率} &= \text{水洗化・生活雑排水処理人口} \div \text{計画処理区域内人口} \\ &= 172,642 \text{人} \div 186,318 \text{人} = 92.7\% \quad (\text{平成30年度}) \end{aligned}$$

表2-1 処理形態別人口の実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1. 計画処理区域内人口	186,244	185,856	185,661	185,078	185,257	185,086	185,195	185,690	186,021	186,318
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	151,464	151,516	152,777	155,130	157,126	160,270	162,861	165,522	168,862	172,642
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 浄化槽	26,949	28,152	28,035	27,462	27,533	27,814	27,758	27,694	27,676	27,527
(3) 下水道	121,470	120,442	121,807	124,724	126,733	129,620	132,150	134,880	138,280	142,271
(4) 農業集落排水施設	3,045	2,922	2,935	2,944	2,860	2,836	2,953	2,948	2,906	2,844
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(みなし浄化槽)	28,847	29,068	27,992	25,722	24,219	21,001	18,921	17,160	14,617	11,583
4. 非水洗化人口	5,933	5,272	4,892	4,226	3,912	3,815	3,413	3,008	2,542	2,093
(1) し尿収集人口	5,915	5,258	4,892	4,226	3,912	3,815	3,413	3,008	2,542	2,093
(2) 自家処理人口	18	14	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	81.3%	81.5%	82.3%	83.8%	84.8%	86.6%	87.9%	89.1%	90.8%	92.7%

注) 「1. 計画処理区域内人口」は、行政区内人口となる。

※人口は各年度9月末の住民登録人口(日本人+外国人)で示しています。

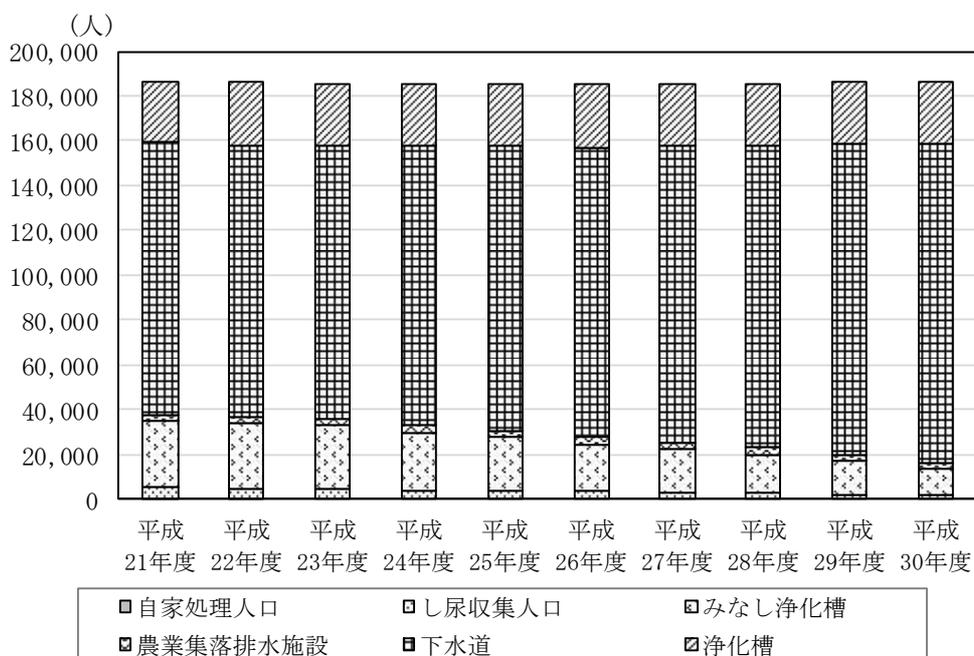


図2-2 処理形態別人口の推移

2-2 し尿及び浄化槽汚泥

本市における近年のし尿及び浄化槽汚泥の実績は、表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2 し尿及び浄化槽汚泥の実績

(単位：k0)			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
し尿	1,351.2	1,288.1	1,706.4
みなし浄化槽汚泥	8,674.0	7,995.0	6,791.3
浄化槽汚泥	12,157.2	12,714.4	11,113.6
計	22,182.4	21,997.5	19,611.3

2-3 生活排水処理の処理主体

生活排水の処理主体は、表 2-3 に示すとおりです。

表 2-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	豊川市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	豊川市
浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
みなし浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	豊川市

第 3 章 生活排水処理基本計画

第 1 節 計画の目標

本計画における目標値を以下のように設定します。基本方針に沿って、本市の実情に適合した生活排水処理施設の整備を推進し、生活排水処理率 97%以上の目標達成を目指すものとします。

生活排水処理率の目標：97%以上（令和11年度）

第 2 節 生活排水処理施設の計画

2-1 公共下水道

(1) 現状と課題

公共下水道は、都市に欠くことのできない施設として、国土交通省や県の補助金を受けて市町村が建設する下水道で、主として人口の集中している区域の下水道整備を行うものです。

本市では、豊川流域関連公共下水道として昭和 47 年度に諏訪地区の整備から着手し、現在、第 10 次拡張計画に沿って整備を進めています。

表 3-1 流域下水道処理施設概要

名 称	豊川浄化センター
計画区域	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市
供用開始年月	昭和 55 年 12 月
処理面積	4,728ha（平成 29 年度末現在）
接続人口	192,867 人（平成 29 年度末現在）
1 日あたりの処理水量	74,584m ³ （平成 29 年度末現在）

資料：公益財団法人 愛知水と緑の公社

表 3-2 公共下水道の整備状況

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	説 明
人口普及率	%	79.11	80.95	83.17	行政区域内で下水道に接続している人口の割合（水洗便所設置済人口／行政区域内人口）
処理区域面積	ha	3,185	3,236	3,341	供用を開始した区域の面積
処理区域内人口	人	146,956	150,479	155,139	供用を開始した区域の人口

出典：「豊川市公共下水道事業の概要」

(2) 今後の計画

下水道の未整備地区の整備を進めるとともに、整備区域内の未接続世帯に対して速やかな接続を指導する必要があります。

公共下水道の整備計画人口を、表 3-3 に示します。

表 3-3 整備計画人口

処理施設の種類	令和 7 年度末
流域関連公共下水道	149,068 人
流域関連特定環境保全公共下水道	16,448 人

出典：「豊川市汚水適正処理構想」（平成 27 年度）

(3) 施策

下水道区域内で下水道の整備が終了し、供用が可能な地域については、早急に下水道へ接続するように指導していきます。また、下水道接続などに関する融資斡旋制度の活用について周知を図ります。

2-2 農業集落排水施設

(1) 現状と課題

農業集落排水施設は、農業用排水の水質保全などを図り、合わせて公共用水域の水質保全に寄与するものとして農業集落におけるし尿及び生活雑排水の汚水を処理する施設で、農業振興地域内の農業集落を対象に整備したものです。

本市では、正岡処理区を始め 4 処理区において供用しており、概要は、表 3-4 のとおりです。

表 3-4 農業集落排水施設の概要

地区名	正岡処理区	千両処理区	一宮東部処理区	一宮西部処理区
処理区域	正岡町、行明町の一部、柑子町の一部	千両町	江島町	足山田町、西原町、大木町の一部
処理面積	26ha	65ha	23ha	48ha
供用開始年度	平成 7 年 6 月 1 日	平成 14 年 6 月 1 日	平成 12 年 6 月 1 日	平成 17 年 3 月 1 日 一部は 平成 16 年 7 月 1 日
処理方式	接触ばっ気方式	連続流入間欠ばっ気方式	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式
計画人口	720 人	1,380 人	750 人	1,080 人
日平均汚水量	194m ³	373m ³	203m ³	292m ³

出典：「豊川市農業集落排水事業の概要」

(2) 今後の計画

今後においては、新たな農業集落排水施設の整備計画はありません。

(3) 施策

現在管理している施設においては、今後も公共用水域の水質保全を図るため、適正な維持管理を実施します。

2-3 浄化槽

(1) 現状と課題

近年、公共用水域の水質汚濁負荷量は生活系、特に生活雑排水の占める割合が大きくなっており、し尿及び生活雑排水を合わせて処理する浄化槽が水質汚濁防止の有効な対策として注目されるようになりました。

浄化槽の設置を促進するために、昭和 62 年度から国庫補助制度（現在は環境省所管の循環型社会形成推進交付金制度）が施行されており、現在、本市では浄化槽設置支援事業を行い、浄化槽への転換設置時の設置費用の一部を補助しています。

なお、本市の浄化槽設置支援事業の対象地区は次の区域を除く全地区としています。

[下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の事業計画に定められた予定処理区域、農業集落排水事業区域、その他市長が指定する区域]

(2) 今後の計画

今後、国、県などの支援の動向を踏まえ、国、県の交付金制度を積極的に活用し、下水道などの集合処理施設整備事業区域外の地域において、浄化槽への転換の普及、促進を図っていきます。

(3) 施策

- ① 下水道事業の計画区域外及び農業集落排水事業の計画区域外、あるいはこれらの処理施設が整備されるまでに相当の期間を要する区域や、集落を形成しておらず集合処理が困難な地域については、浄化槽の設置を促進していくものとします。
- ② 汲取り便槽やみなし浄化槽から浄化槽へ転換設置する際の補助制度について周知を図ります。
- ③ 既に浄化槽を使用している世帯に対しては、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定検査の実施について、周知徹底を図っていきます。

第 4 章 生活排水処理区域及び人口等

生活排水の処理区域は、本市の行政区域全域とし、そのうち集合処理区域は、公共下水道及び農業集落排水施設により処理を行います。それ以外の区域は個別処理区域とし、浄化槽での処理を推進します。

将来の処理形態別人口の推移は、表 4-1 に示すとおりです。

将来の生活排水処理率は、公共下水道の整備や、浄化槽への転換により、令和 11 年度で 97.6% (175,873 人÷180,142 人) となる見込みです。

表 4-1 処理形態別人口の推移

	(単位：人)		
	実績	目標値	
	平成30年度	令和6年度	令和11年度
1. 計画処理区域内人口	186,318	183,081	180,142
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	172,642	176,049	175,873
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0
(2) 浄化槽	27,527	22,799	22,962
(3) 下水道	142,271	150,562	150,332
(4) 農業集落排水施設	2,844	2,688	2,579
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽)	11,583	6,028	3,675
4. 非水洗化人口	2,093	1,004	594
(1) し尿収集人口	2,093	1,004	594
(2) 自家処理人口	0	0	0
生活排水処理率	92.7%	96.2%	97.6%

注) 「1. 計画処理区域内人口」は、行政区域内人口となる。

※令和元年度以降の人口は、ごみ処理基本計画の「人口の将来予測」で採用した将来人口を用いて推計しています。

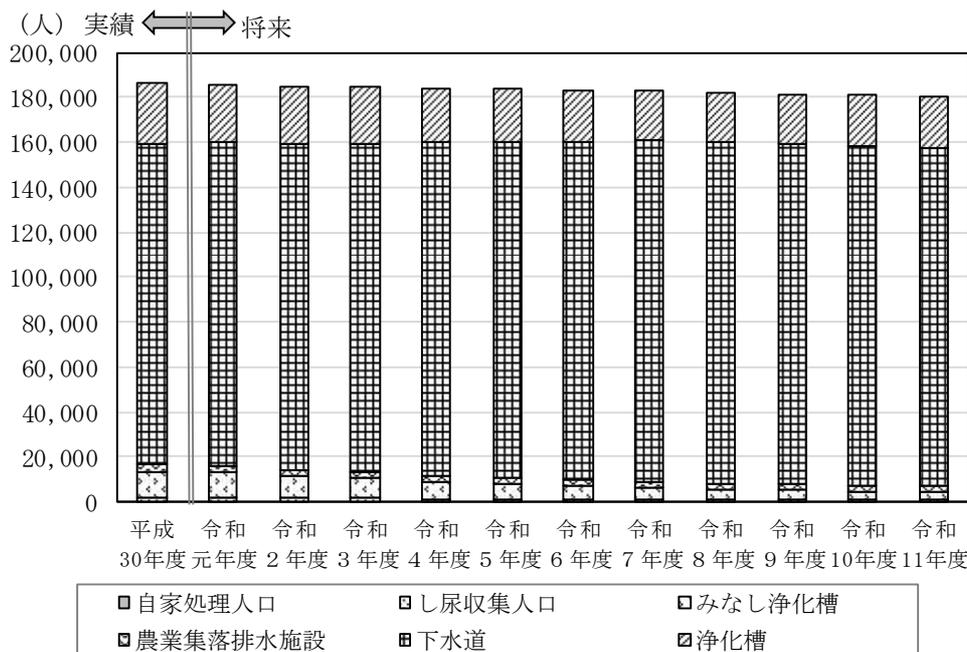


図 4-1 処理形態別人口の推移

第 5 章 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

第 1 節 収集・運搬計画

計画収集区域は本市の全域とし、収集運搬体制は、現状と同様に許可業者による収集・運搬とします。

第 2 節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

今後も現状と同様に、豊川市処理場にて継続処理を行うものとします。

下水道放流方式に変更したことにより、処理施設を簡素化しましたが、今後も長期に渡り施設を使用していく必要があり、公共施設等総合管理計画に基づき予防保全的な維持管理の実施により長寿命化を図るものとします。

また、将来、減少していく処理量等を踏まえた適正な維持管理に努めていきます。

表 5-1 し尿処理施設の概要

名 称	豊川市処理場
計画区域	豊川市
供用開始年月	平成 12 年 3 月 下水道への放流開始：平成 31 年 3 月
処理能力	73kℓ/日（し尿：4.6kℓ/日、浄化槽汚泥：68.4kℓ/日）
処理方法	前脱水・希釈放流方式

将来のし尿等の排出量は表 5-2、図 5-1 に示すとおりです。し尿量・浄化槽汚泥量は、公共下水道への接続の普及及び浄化槽への転換により、減少する見込みです。

表 5-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量

(単位：kℓ/年)

	実績	目標値	
	平成30年度	令和6年度	令和11年度
浄化槽汚泥	11,114	9,903	9,974
みなし浄化槽汚泥	6,791.3	3,300	2,012
し尿	1,706.4	594	351
計	19,611.3	13,797	12,337

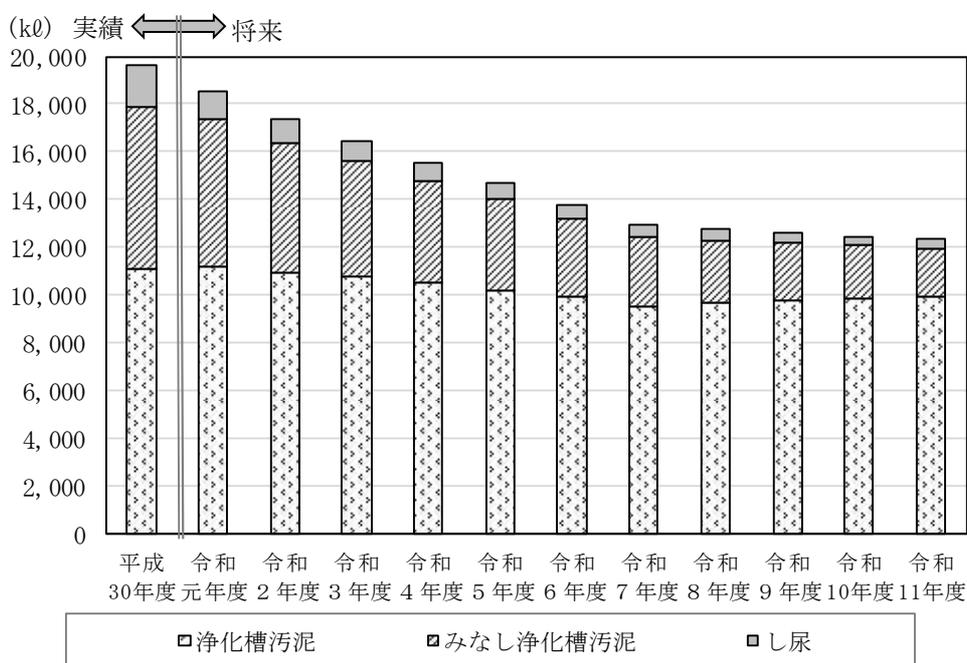


図 5-1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

第 3 節 その他の計画

3-1 住民に対する広報・啓発活動

自らが生活する周辺の側溝や水路などの身近な水環境のみならず、河川や海などを含めた地域全般の水環境に関心をもってもらうことが、計画達成のためには重要です。

そのためには以下に示す事項等を広報、啓発していくことが必要です。

- ①住民が排出する生活排水のうち、台所や風呂場からの排水（生活雑排水）が汚濁の大きな要因となっていること。
- ②身近な水路や河川の水質保全には家庭内や地域での取組みにより、生活雑排水からの汚濁を削減することが重要であること。
- ③家庭での発生源対策としての具体的な取組み
 - ・排水中に食物残さ等の混入を防ぐため、三角コーナーには、さらに目の細かい水切り袋、ろ紙袋等をかぶせるなど、固形物の排水中への混入の防止。
 - ・廃食用油は油固化剤により固める、キッチンペーパー等に吸い込ませるなど、直接排水の防止。
 - ・洗濯洗剤は、極力無りん洗剤の使用を心掛けるとともに、適正な分量の使用や、風呂の残り湯の使用など、汚濁原因自体の発生抑制。

3-2 本市における実践活動の取組み

○パンフレットやポスターの作成と配布

水質汚濁の現状とその原因を図や表等で示し、住民の意識啓発の向上に努めます。

○施設見学会の開催

生活排水処理の現状を理解してもらうため、下水道処理施設やし尿処理施設等の施設見学会の開催を検討する。開催にあたっては、夏休みを利用して、親子が参加できるようにする等、幅広い世代からの参加者が多くなるよう努めます。

○講演会などの開催

住民参加による講演会を開催し、水質浄化の方策について住民と討議し、実践を呼びかけます。

○生活排水対策の推進に係る住民組織の育成及びその活動の支援

地域住民を主体とした生活排水対策推進の組織育成や、その活動への支援方法を検討します。

豊川市一般廃棄物処理基本計画
(2020～2029)

令和2年3月 発行

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市 産業環境部 清掃事業課

TEL(0533)89-2166 FAX(0533)89-2197

E-mail:seiso@city.toyokawa.lg.jp

豊川市 産業環境部 環境課

TEL(0533)89-2141 FAX(0533)89-2197

E-mail:kankyo@city.toyokawa.lg.jp